都市計画法に基づく開発許可申請の手引

令和7年6月

福井県土木部都市計画課

「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」について

この手引は、開発許可申請に関わる方々などを対象に、分かりやすく以下 の4章で構成されています。

第1章は、「開発許可制度」のあらまし(目的、定義および申請の手続き 等)について記述しています。

第2章は、「開発許可技術基準」を具体的に記述しています。

第3章は、「開発許可に伴う参考資料」として、関連する申請様式等を記載しています。

第4章は、「その他」として、通知等を記載しています。

3 3

目 次

第	1 i	章		開	発	許	可	制	度																														
	4		1 2 3		定開開	開義発発市	行 許	· 為 可	· の 手	·制続	・・ 限 の	・・ フ	 口		•		· · · ·		 	 		•	 		•	 			•	 	 		 	 					1 1 2 6 7
	ĝ	•	1 2		開他	開発の可	許法	可令	申と	・ 請 の	の関	手 係	続	き・・			· ·																						-
	į		1 2 3 4		工開許開	開事発可発発	の行に登	完為基録	了のづ簿	(海廃く制	5 止地度	第 () 位 ()	と第のと第	6 / 第 / 第 / 第 / 第 / 第 / 第 / 第 / 第 / 第 /	系) 3 総 4	8 : 6 :	· 条法 条	·) 第、	.· 4 第	··· 4	··· 条		・・・ 彦	·· ·· 第	4	 5 	···条)		· · · · · ·						 		1 1 1 1 1	8 8 8 8
	ĵ		1 2 3		建建開	開築築発発	制物許	限の可	等建を	一(治ペラ	よりけ	ぎ 率 た	3 7 等 土	7 <i>多</i> の 地	(1) 指に	定 え	・ ミ け	・ (注 - さ	· 去 る る	· .	··4 築	1 等	条 の) 制		··· · 旻	・・・ (): (): (): (): (): (): (): (· · · 去多	· 第 の	 4 制	 2 限	 条			•	 		1 1 1 1	9 9 9
	į	第	5	節		開	発	審	査	会					•							•							•						•		•	2	1
	1	第_	6	節		<u>盛</u>	<u>±</u>	規	制	<u>法</u>	<u></u>	4	な	し	許	P	<u>ح آ</u>	: 1	よる	<u> </u>	荆	<u>発</u>	I	. 事	<u> </u>	<u> </u>	系	<u>5 f</u>	留:	意	事	項	<u>.</u>	٠	•		•	2	2
	4	<u>第</u>	7	<u>節</u>	-	申	請	手	数	料					•			•				•			•				•						•		٠	2	5
第 2	2 1	章		開	発	許	可	技	術	基	準																												
	į	第	1	節		適	用	の	範	囲					•							•							•						•		•	2	6
	, ,		1 2 3 4 5 6		土道公消給排	地路園防水水	的利計・水施施	と用画緑利設設	す 計 地	る 画 . ・ 設	開 	発 ・・・場	許 ··	可 · · · · · ·	の 	基	· 準 · · ·			 			 			 				· · · · · ·						 		2 2 2 3 3 3 3 3	7 7 0 1 1

8. 宅地の防災

																														目	次
		9		樹っ	K O	保	:存	•	表	土	の得	全	· 等	Ė						 						 			4	2	
	1	0		緩循	訂井	かの	設	置						٠.						 						 			4	5	
	第					-												-											4	•	
																													4	-	
																													4		
		3	•	墓園	Ē				• •			• •		٠.		•	• • •	• •	• •	 	٠.	• •	• •	• •	• •	 	• •		4	8	
第 3	· 辛		88	発言	ر ج	T 1-	小	=	4 =	1 2 - 2	久 业	:1																			
あじ	부		刑	无言	Τ ٣.) I~	1+	7	少?	5 ,	艮 不	1																			
	第	1	節	ß	目発	許	一口	申	請:	書名	等具	目係	枝	自力	t.					 						 			4	9	
	213		-1-	,	., , ,	- н і	•		н., ,	_	., 12	•3 171	• 1•		•																
	第	2	節	者	祁市	計	·画	法	施彳	行系	細貝	IJ								 						 			7	3	
	第			7	-																										
		4		地新	普の)明	確	化	の‡	推ì	焦に	20	V	ヽて	-		• •	• •	• •	 	٠.	٠.			• •	 	٠.	 1	0	7	
<i>h</i> -h-			7	- I	l.																										
第 4	・草		7	(J) 11	<u>11</u>																										
	泽	知	笙																												
	畑		-	都 下	自計	上面	沙	1.7	径)	スト	盟丞	多許	: 〒	1 重	1.彩	<u>:</u>	つ温	11 日	3 1.7) [/ (· ~	(涌.	ұ п \				 1	0	9	
										- ,						-						•		,							

第1章 開発許可制度

都市計画法(以下「法」という。)に基づく開発許可制度は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、開発行為を規制し誘導することによって、都市周辺部における無秩序な市街化を防止するとともに、一定水準の公共施設や排水設備等が確保された良好かつ安全な市街地を形成することを目的としたものです。

第1節 開発行為

1. 定 義

「開発行為」とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます(法第4条第12項)。

したがって、建築物の建築等が伴わない場合(青空駐車場、資材置場等)は開発行為に 当たりません。

なお、農地等宅地以外の土地を宅地にする場合も原則として開発行為に該当します。 (主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的の場合)

- ※①「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に定める建築物です(法第4条第10項)。
 - ・具体的には、土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの、これに附属する門もしくは塀、観覧のための工作物または地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものです。

「建築」とは、建築物を新築し、増築し、改築し、または移転することをいいます。

- ②「特定工作物」には、第1種と第2種があります(法第4条第11項、令第1条)。
 - ・「第1種特定工作物」とは、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるもので、 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、危険物の 貯蔵または処理に供する工作物です。
 - ・「第2種特定工作物」とは、ゴルフコースのほか、その規模が1ha以上の野球場、 庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設および墓園(ペットの霊園も含む。)です。
- ③「区画の変更」とは、道路、公園、境界物等による土地の物理的状況の変更をいい、 単なる土地の分筆や合筆は対象となりません。
- ④「形質の変更」とは、切土、盛土等によって土地の物理的形状を変更することをいい、 既成宅地における建築に付帯する整地、基礎工事は該当しません。
 - (参考) 宅地以外の土地を宅地にする場合は原則として形質の変更になります。 $30\sim50$ cm程度の宅地の切盛など、建築工事のための整地の場合は形質の変更 にはなりません。

2. 開発行為の制限

福井県内における開発許可事務の権限は、福井県のほか、中核市である福井市、1 ha未満の開発行為に限り事務処理市である敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市および坂井市が有しています。

昭和59年7月1日から、人口10万人以上の福井市の長に委任、平成12年11月1日から福井市は特例市(平成31年4月1日から中核市に移行)となり、独自に開発審査会を設置してすべての事務を行っています。

また、県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により平成17年4月1日からは大野市へ、平成18年4月1日からは鯖江市へ、平成19年4月1日からは小浜市へ、平成20年4月1日からは越前市および坂井市へ、平成26年4月1日からは敦賀市、勝山市およびあわら市へ事務移譲しています。

(1) 制限が適用される区域の区分

県内全域が制限の適用を受けますが、その区分により制限を受ける内容が異なります。

①法第29条第1項が適用される区域

- イ. 市街化区域、市街化調整区域の区分が定められた(線引き)都市計画区域
- ロ. 区域の区分が定められていない(線引きされていない)都市計画区域
- ハ. 準都市計画区域

②法第29条第2項が適用される区域

ニ. 都市計画区域および準都市計画区域外(前記イ、ロ、ハ以外)の区域

許可の必要な開発行為の規模

都市計画区域	市街化区域	1,000㎡以上
	市街化調整区域	原則としてすべて
	非線引区域	3,000㎡以上
準都市計画区域	Ì	3,000㎡以上
都市計画区域お	よび準都市計画区域外の区域	1 ha以上

「参考」福井県内の都市計画区域

- イ. 市街化区域、市街化調整区域の区分が定められた(線引き)都市計画区域
 - ·福井都市計画区域 (福井市一部、永平寺町一部)
- ロ. 区域の区分が定められていない(線引きされていない)都市計画区域
 - ・嶺北北部都市計画区域 (福井市一部、永平寺町一部、坂井市一部、あわら市一部)
 - 丹南都市計画区域 (越前市一部、鯖江市一部、越前町一部)
 - ・織田都市計画区域 (越前町一部)
 - ·大野都市計画区域 (大野市一部)
 - ・勝山都市計画区域 (勝山市一部)
 - · 敦賀都市計画区域 (敦賀市一部)
 - ·小浜上中都市計画区域 (小浜市一部、若狭町一部)
 - 三方都市計画区域 (若狭町一部)
 - 美浜都市計画区域 (美浜町一部)
 - · 高浜都市計画区域 (高浜町一部)
- ハ. 準都市計画区域
 - 永平寺準都市計画区域 (永平寺町一部)

(2) 開発許可の基準等

区域区分	}	許可を受けることなく	許可に当たっての基準等
		開発行為のできるもの	
1	市街化		法第33条技術基準(第2章参照)
市街化区域、市	区域	1.0.1ha未満のもの	1. 用途地域適合
街化調整区域		2. 法令で定める公益上必要な建築物	2. 道路、公園等公共空地
の区分が定め		3. 都市計画事業	3. 排水施設
られた都市計		4. 土地区画整理事業	4. 給水施設
画区域		5. 市街地再開発事業	5. 地区計画等
		6. 住宅街区整備事業	6. 公共公益施設
		7. 防災街区整備事業	7. 防災安全措置
		8. 公有水面埋立法の埋立免許を受けた埋	8. 災害危険区域
		立地で、竣功認可の告示のないものにお	9. 樹木の保存、表土の保全
		いて行う開発行為	10. 緑地帯、緩衝帯
		9. 非常災害応急措置	11. 輸送施設
		10. 通常の管理行為等(仮設建築物、附属建	12. 申請者の資力信用
		築物等)	13. 工事施行者の能力
			14. 権利者の同意
	市街化	法第29条第1項	1. 上記の1から14まで
	調整区		2. 法第34条の立地基準適合
	域	2. 農林漁業の用に供する建築物等	(次項(3)参照)
口.		法第29条第1項	
区域の区分が定	ご められ	1. 0. 3ha未満のもの	
		2. 農林漁業の用に供する建築物等	 市街化区域に同じ
		3. 市街化区域の2から10まで	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
域		32.00	
<u>ハ</u>		法第29条第1項	
準都市計画区域	ট	1. 0. 3ha未満のもの	
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•	2. 農林漁業の用に供する建築物等	市街化区域に同じ
		3. 市街化区域の2から10まで	
二 .		法第29条第2項	
-	るよび進	1. 1. 0ha未満のもの	
	-	2. 農林漁業の用に供する建築物等	市街化区域に同じ
域	V 1 - 2 F-3	3. 市街化区域の2、3および8から10まで	
· -7^		ら、これにはできている。 こころ りころん	

※上記のイの市街化区域、ロ、ハ、ニの2以上の区域にわたる場合の法第29条第1項第1号および第2項の規定の適用について(法第29条第3項、令第22条の3)

- 1. 法第29条第1項第1号の規定は以下の要件のいずれにも該当する場合に適用する。
 - ・当該開発区域の面積の合計が1ha未満
 - ・市街化区域、線引きされていない都市計画区域または準都市計画区域のうち2以上の区域に おける開発区域の面積の合計が、当該開発区域に係るそれぞれの区域について令第19条の 規定により許可を要しないとされる規模のうち最も大きい規模未満であること
 - ・市街化区域における開発区域の面積が0.1ha未満であること
 - ・区域区分が定められていない都市計画区域における開発区域の面積が0.3ha未満であること
 - ・準都市計画区域における開発面積、0.3ha未満であること
- 2. 法29条第2項の規定は以下の場合に適用する。
 - ・当該開発区域の面積の合計が1ha以上であること

(3) 市街化調整区域内における制限

市街化調整区域における開発行為(主として第2種特定工作物の建設を目的とする開発行為は除く。)は、法第33条の技術基準(第2章参照)のほか、次の各号のいずれかに該当しなければ許可できません(各号の具体的な取扱基準は第4章第2節を参照)。

- (法第34条第1号) 当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供 する政令で定める公益上必要な建築物またはこれらのものが日常 生活のため必要な小売業、修理業、理美容業等の建築物の建築 を目的とする開発行為
- (法第34条第2号) 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の 有効な利用上必要な建築物または第1種特定工作物の建築等を目 的とする開発行為
- (法第34条第3号) 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で 定める事業の用に供する建築物または第1種特定工作物で、当 該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、 または建設することが困難なものの建築等を目的とする開発行 為

(※これに関する政令が未制定のため該当するものはなし。)

- (法第34条第4号) 農林漁業の用に供する建築物で、法第29条第1項第2号の 政令で定める建築物以外のものの建築または市街化調整区域内 において生産される農林水産物の処理、貯蔵もしくは加工に必 要な建築物もしくは第1種特定工作物の建築等を目的とする開 発行為
- (法第34条第5号) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備 の促進に関する法律に基づく所有権移転等促進計画に定める利 用目的に従って行う開発行為
- (法第34条第6号) 都道府県が国または独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業の事業の共同化または工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物または第1種特定工作物の建築等を目的とする開発行為
- (法第34条第7号) 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設と密接な関連を有する事業の用に供する建築物または第1種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため必要なものの建築等を目的とする開発行為
- (法第34条第8号) 火薬類取締法に基づく火薬類の貯蔵または処理に供する火薬庫 である建築物または第1種特定工作物の建築等を目的とする開発 行為
- (法第34条第9号) 次に掲げる建築物または第1種特定工作物の建築等を目的とす る開発行為
 - ・道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道 路管理施設、休憩所または給油所等であるもの
 - ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造所であるもの

- (法第34条第10号) 地区計画または集落地区計画の区域(地区整備計画または集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、 当該地区計画または集落地区計画に定められた内容に適合する ものの建築等を目的とする開発行為
- (法第34条第11号) 市街化区域に隣接し、または近接し、かつ、自然的社会的諸 条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認 められる地域であって概ね50以上の建築物が連たんしている 地域のうち条例で指定する土地の区域内において行う開発行為 で、予定建築物等の用途が、開発区域およびその周辺の地域に おける環境保全上支障があると認められる用途として条例で定 めるものに該当しないもの

(※R7.6現在、条例なし。)

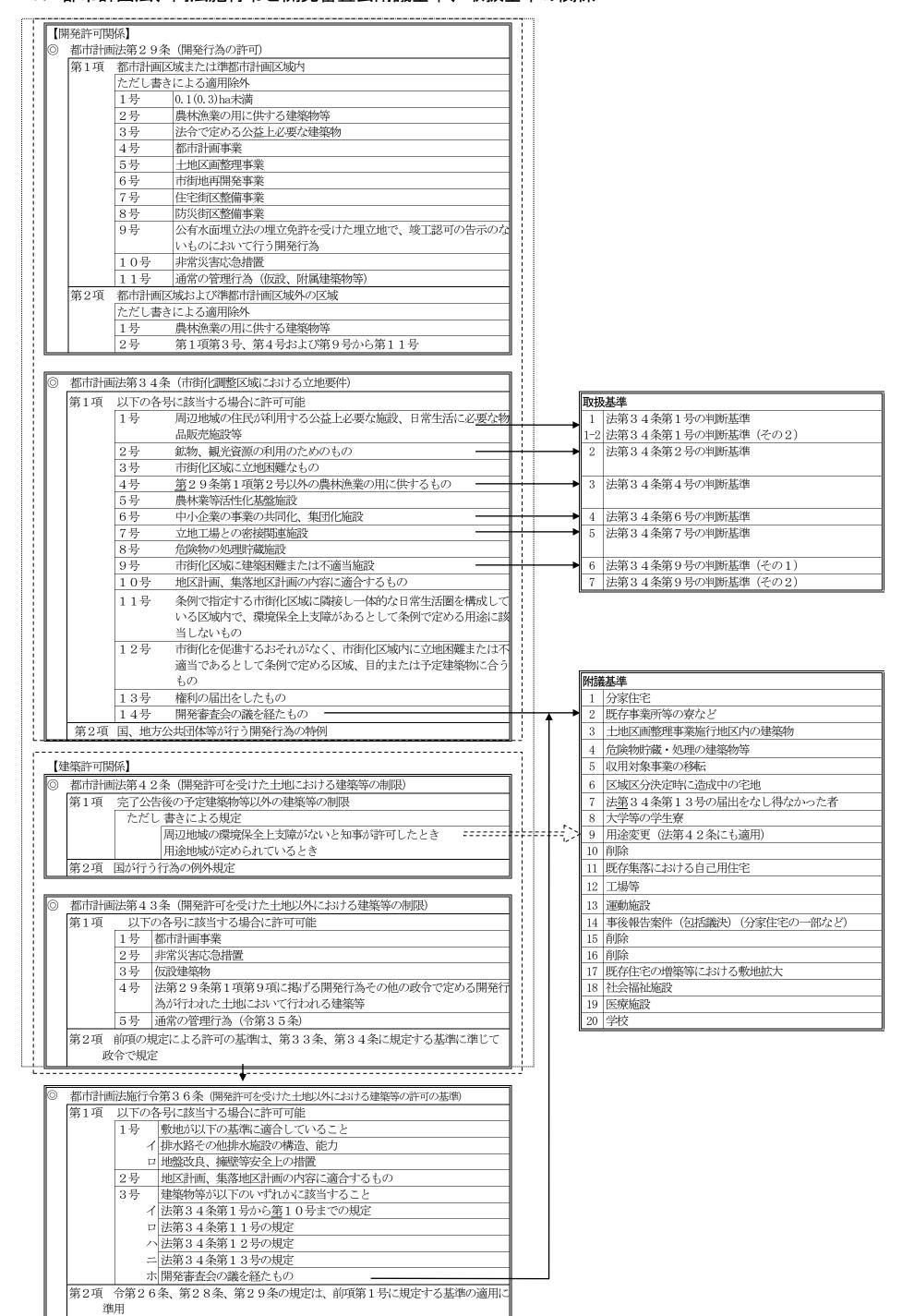
(法第34条第12号) 開発区域周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不適当と認められる開発行為として、条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定められたもの

(※R7.6現在、条例なし。)

- (法第34条第13号) 市街化調整区域が定められた際、自己の居住または業務の用に供する建築物等の建築等の目的で土地または土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定または変更の日から起算して6か月以内に知事に届け出たものが、当該目的に従って当該土地に関する権利の行使として5年以内に完了できる開発行為
- (法第34条第14号) 前各号に掲げるもののほか、知事が開発審査会の議を経て、 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、 市街化区域内において行うことが困難または著しく不適当と認 める開発行為

3. 開発許可手続のフロー ※開発行為の申請等を行う前には、原則として担当部局に事前相談を行ってください。 建築許可(市街化調整区域) 農地転用 事 前 手 続 公共施設管理者の 開発許可の申請 (躤29条) 同意・協議 (*隣*32条) 開発許可を受けた区域以外の · 市街化区域 · 市街化調整区域 区域における建築等のための ・非線引き都市計画区域 ・許可申請の手続き(機30条) 許可申請(法第43条) ・設計者の資格 (購31条) • 準都市計画区域 ・都市計画区域および準都市 開発審査会の議 (講34簿14号) ・許可の基準 計画区域以外の区域 (法第33条、市街化調整区域は法第33条および法第34条) 開発審査会の議 (令第36条第1項第3号示) 農地転用の許可申請 許可または不許可 許可または不許可の通知(機35条) 農地転用の許可 (同時) 建築許可の承継 工事着手届提出 開発審査会への 農地転用の届出 審査請求 (游50条) 開発登録簿への登録 (2347条) 開発行為の廃止届出 (講38条) 開発区域内の建築制限(機37条) (法第44条) 開発許可の承継(機44条) 開発許可の変更許可等(購35条02) 工事完了の届出および検査と公告(26%) 建築確認の申請 建築物の建ペい率等の指定(機41条) ・開発行為等により設置された公共施設の管理帰属(機39条) 建 築 建築確認

4. 都市計画法、同法施行令と開発審査会附議基準、取扱基準の関係



第2節 開発許可申請

1. 開発許可申請の手続き

(1) 申請図書の作成

- ・開発許可申請に当たっては、申請書に別表1に基づき必要な図書を添付してください。 この場合、別表1の分類の番号順に整理し、関係書類の見出しおよび図面一覧表等を付 してください。
- ·提出部数 1.0ha以上 知事許可 正本1部 副本3部 合計4部
 - 1. 0 h a 未満 土木事務所長許可 正本 1 部 副本 2 部 合計 3 部 ※ ただし、1. 0ha未満であっても開発審査会の議を経る申請書は知事許可であり提出部数は4部となります。 市長許可分については、各市に確認してください。
- ・申請書の提出 **知事許可は、市町および土木事務所を経由**して提出してください。 **土木事務所長許可は、市町を経由**して提出してください。

別表1 申請に必要な図書

図書の			申請図書	図書	規定	備考
大分類		:	(添付書類を含む) 開発行為許可申請書	区分	様式	
	1		(規則第16条第1項)		有	
開 発	2	1	法第34条各号に関する申請に 必要な図書	\triangle		該当する内容を証明または説明するものであ ること (別表2に掲げるもの)。
行為	3		資金計画書 (規則第16条第5項)	<u>**</u>	有	
許可	4	<u> </u>	申請者の資力および信用に関す る申告書 (法第33条、細則第2条)	<u>**</u>	有	
申請		-2	申請者の資力および信用に関す る書類 (細則第2条)	<u>**</u>		別表3に掲げる書類を添付すること。
書	5	-1	工事施行者の能力に関する申告 書 (法第33条、細則第2条)	<u>**</u>	有	
ほか		-2	工事施行者の能力に関する書類 (細則第2条)	<u>**</u>		別表3に掲げる書類を添付すること。
関係	6	-1	設計者の資格に関する申告書 (規則第17条、細則第2条)	0	有	
書類		-2	設計者の資格に関する証明書 (規則第17条)	0		卒業証明書または設計資格に関する免許証等 を添付すること。
	7		委任状			他人に申請手続を委任する場合に添付し委任 を受ける者の電話番号を記入すること。
	8		設計説明書(規則第16条第2項、 細則第2条第2項)		有	自己の居住用の住宅の建築を目的とする場合 は不要。 <u>ただし、盛土規制法のみなし許可と</u> なる場合は該当様式の添付が必要。
	9		公共施設管理者の同意協議 (法第32条、法第30条第2項、 細則第2条第4項)		有	開発行為に関係のある公共施設の管理者と協 議を行い、同意書を添付すること。 道路・公園管理者、水道事業者、取付道路の 管理者、放流先の管理者等

						为「早 闭元可可应及
図書の	の区	分	申請図書(添付書類を含む)	図書	規定様式	備考
大分類	11/5	治類	(例刊音)現で古む)	区分	おこし	
設計	10		土地所有者等関係権利者の同意 書 (規則第17条第1項、細則第2条 第3項)		有	所有権、借地権、抵当権等 同意者の住所、 氏名を自筆で記入の上、身分証明書(押印の 場合は印鑑証明書でも可)を添付すること。
説明	11		開発区域地積調書		有	開発区域に含まれる土地について、字地番順 に記入すること。
書 ほ		-2	土地の登記事項証明書 (細則第2条第1項)			開発区域に含まれるもの
か 関	12	- 1	地籍図 (細則第2条第1項)			開発区域およびその周辺の登記簿附図の写し に区域界を朱書きしたもの(着色)
係書			従前の公共用地実測図 (求積図)(細則第2条第2項)			(着色)
類		-3	新たに設置される公共用地図 (求積図) (細則第2条第2項)			(着色)
		<u>-4</u>	申請地およびその周辺の写真			<u>撮影位置・向きがわかるものを添付すること。</u>
	13		他の法令に関する許可等の写し			他の法令等により手続を必要とする場合は許可の写しまたは経過を示す書面 農地転用許可申請、林地開発許可申請等
	14		工事仕様書			詳細に記入すること。必要と認める場合は工程表を添付すること。
	15	-1	開発区域位置図 (規則第17条第1項)			以下の設計図は別表4および凡例に基づき作成すること。
			開発区域図 (規則第17条第1項)			
		-3	現況図 (規則第16条第4項)			
		-4	土地利用計画図 (規則第16条第4項)			
		-5	造成計画平面図 (規則第16条第4項)			
		-6	造成計画断面図 (規則第16条第4項)			
		- 1	排水施設計画平面図 (規則第16条第4項)			
		-8	給水施設計画平面図 (規則第16条第4項)			自己居住用の住宅の建築を目的とする場合は 不要
		-9	道路計画縦横断図			
		-10	排水施設縦横断図			
		-11	がけの断面 (規則第16条第4項)			

図書の	の区	分	申請図書	図書	規定	備考
大分類	小分	分類	(添付書類を含む)	区分	様式	HIV
設	15	-12	擁壁の断面図 (規則第17条第1項)			
計 説		-13	排水施設構造図			
明		-14	道路構造図			
書ほ		-15	工作物構造図			
か 関		-16	防災計画図			
係 書	16	-1	流量計算書 (規則第22条)			雨水汚水等の水理計算については、技術基準 により算出し計算すること
類		-2	構造計算書 (規則第27条)			鉄筋コンクリート等擁壁、橋梁等の構造物に ついて作成する。
		-3	安定計算書 (規則第23条、27条)			擁壁がけ等の安定計算書を作成すること。 <u>大臣</u> 認定擁壁を設置する場合は、計画条件が認定条 件を満足していることがわかる書類を添付する こと。
	17	-1	土質試験結果 (規則第23条)			
		-2	地盤(土質)柱状図			
	18	-1	その他知事が必要と認める図書			申請理由書、戸籍謄本、農家証明書、(売買契約未締結の場合)土地の取得時期が分かる書類 (買付申込書と承諾書等)、隣接地権利者の境 界確認書、洪水および土砂災害ハザードマップ (開発区域を朱書きしたもの)等
		-2	その他関係図書			公安委員会の意見聴取(5ha以上の開発行為等) 本協議は許可権者が行う ((6)参照)。

注 1. ※印は、自己の居住用、1 ha未満の自己の業務用の場合は不要のもの ただし、盛土規制法のみなし許可となる場合は、区分、規模によらず添付が必要。

2. ◎印は1ha未満の開発行為については不要のもの

ただし、盛土規制法のみなし許可となる場合で、「高さが5mを超える擁壁の設置」や「盛土または切土をする土地の面積が1, 500mを超える土地における排水施設の設置」を行う場合は必要。

- 3. △印は市街化調整区域内の開発行為について添付する。
- 4. □印は必要に応じて添付する。
- 5. 備考欄は当該図書の作成要領を示したものである。
- 6. 設計図は設計者がその氏名を記載したものであること(規則第16条第6項)。
- 7. 「自己用」とは、自己の居住または業務の用のためのもので、自己用住宅、会社の業務の用の工場、事務所、店舗等である。
- 8. 「自己用以外のもの」とは、分譲住宅、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等の自己以外に分譲、賃貸するものおよび会社従業員のためにつくる寮、社宅等である。
- 9. 規定様式は「第3章第1節 開発許可申請書等様式」を参考にしてください。
- 10. 規則:都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)

細則:都市計画法施行細則(昭和45年福井県規則第49号)

別表2 法第34条各号に関する申請に必要な書類

各 号	内 容	必 要 な 事 項								
Arte a D	日用品店舗等	1. 周辺建物の用途別現況図、配置図 2. 販売、加工、修理等の業務の内容 3. 営業に必要な免許証等の写し								
第1号	法令で定められた 公益上必要な施設	 周辺建物の用途別現況図、配置図 申請地決定の理由と規模決定の概要書 施設の運営に必要な許可等の写し 								
第2号	資源の活用	1. 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 2. 施設の配置図 3. 利用目的、利用方法、利用対象、規模等								
第4号	農林漁業用施設	1. 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 2. 生産地との関係、取扱量								
第6号	国、県等が助成し た中小企業の共同 化に寄与するもの	 全体計画図(縮尺:1/500) 事業の概要を説明する書類 助成を受けることを証する書類 								
第7号	既存工場の 関連工場	1. 既存工場に関する申告書(業種、業態、工程、原料、製品名) 2. 申請工場に関する申告書(業種、業態、工程、原料、製品名) 3. 両工場の関連(作業工程および原料製品の輸送等) 4. 両工場の取引高および比率 5. 地場産業については周辺同等工場の分布状況図								
第8号	危険物の貯蔵等	1. 周辺建物の現況図 2. 危険物の貯蔵に関する概要書等								
第9号	給油所、休憩所 火薬類製造所	1. 附近の状況を示した図面、立地上の理由、既存の 施設との関係を説明した図書 2. 火薬類製造所にあっては火薬類製造に関する概要								
第13号	既存の権利者 (届出のあったもの)	1. 区域決定前に既存権利を有することを証する書類、 農地転用許可済等 2. 申請者の職業(法人にあっては業務内容)に関する 書類								

別表3 申請者の資力および信用・工事施行者の能力に関する申告書に添付する書類

区 分	添 付 書 類	法人の場合	個人の場合
	1. 法人の登記事項証明書、定款	\circ	_
	2. 住民票または個人番号カードの写し	○ (役員分)	<u>O</u>
由建学の次五	3. 事業経歴書		_
申請者の資力および信用に	4. 最近1か年の納税証明書	0	0
関する書類	5. 預貯金残高証明書	\circ	0
	6.銀行、その他から融資を受ける 場合の融資額証明書	0	0
	7. 宅地建物取引免許を証する書類	0	0
	8. 暴力団等に該当しない旨の誓約書	0	0
て事物に来る	1. 法人の登記事項証明書、定款	0	_
┃ 工事施行者の ┃ 能力に関する	2. 事業経歴書	<u>O</u>	<u>O</u>
書類	3. 建設業法による建設業名登録済 であることを証する書類	0	0

別表4 設計図の作成要領

	け凶の作成要領	<u> </u>	/± +y.
図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考
開発区域 位置図 (規則第17条)	1/25, 000 以上	 方位 開発区域(朱書き) 開発区域において排出される汚水等の流水、河川への経路 用途地域およびその他の規制区域 	・地形図に表示すること。
開発区域図 (規則第17条)	1/2, 500 以上	 方位 開発区域(朱書き) 土地の形状 市町界、町名または字の境界、都市計画 区域境界および名称 土地の地番 	・相当範囲の外周区域を包括したものであること。・現況図にまとめて図示してもよい。
現況図 (規則第16条)	1/2, 500 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界(朱書き) 3. 地形(等高線は2mの標高差を示すもの) 4. 植生区分 5. 建築物および既存擁壁等の工作物の位置および形状 6. 開発区域内およびその周辺の道路、公園、緑地、広場、水路、取水施設その他公共施設ならびに官公署、文教施設その他公益施設の位置および形状 7. 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川または水路の幅員 8. 高さ10m以上の健全な樹木または樹木の集団および高さ1m以上の切土または盛土を行う部分の表土の状況 (令第28条の2第1号、第2号)	・相当範囲の外周区域を包括したものであること。 ・樹木もしくは樹木の集団または表土の状況にあっては、規模1ha以上の開発行為について記載すること。 ・着色
土地利用計画図(規則第16条)	1/1, 000 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界(朱書き) 3. 公園・緑地・広場の位置、形状、面積、出入口およびさくまたはへいの位置 4. 開発区域内外の道路の位置、形状および幅員 5. 排水施設の位置、形状および水の流れの方向 6. 都市計画施設または地区計画に定められた施設の位置、形状および名称 7. 消防水利の位置および形状 8. 遊水池(調整池)の位置および形状 9. 河川その他の公共施設の位置および形状 10. 予定建築物等の敷地の形状および面積 11. 敷地に関する予定建築物等の用途 12. 公益的施設の敷地の位置、形状、名称および面積 13. 樹木または樹木の集団の位置 14. 緩衝帯の位置、形状および幅員 15. 法面(がけを含む)の位置および形状 16. 擁壁の位置および種類	・予定建築物等の用途は、 住宅、共同住宅、店舗、 ○○工場と具体的に各敷 地毎に記入すること。 ・この図面は開発登録簿の 図面となるので、明確に 表示すること。 ・着色

	1		第1草 開発許可制
図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考
造成計画 平面図 (規則第16条)	1/1,000 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界(朱書き) 3. 切土または盛土をする土地の部分 4. 擁壁の位置、種類および高さ 5. 法面(がけを含む)の位置および形状 6. 道路の中心線、延長、幅員、勾配および 交差点の計画高 7. 遊水地(調整池)の位置および形状 8. 予定建築物等の敷地の形状および計画高 9. 街区の辺の長さ	・現況線は細線で記すこと (等高線は2mの標高差を示すこと)。 ・切土部は黄色、盛土部は緑色の各々淡色で色別すること。 ・凡例を入れること。
造成計画 断面図 (規則第16条)	1/1,000 以上	 紙横断面線記号 開発区域の境界 切土または盛土をする前後の地盤面 計画地盤高(基準線(DL)) がけ、擁壁、道路の位置、形状 ボックスカルバートその他構造物の位置、形状 土羽の位置、形状 	・現況線は細く、計画線は 太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は 緑色の各々淡色で色別す ること。 ・区域境界付近の図示に必 要な範囲の外周区域を包 括したものであること。
排水施設 計画平面図 (規則第16条)	1/500 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界 (朱書き) 3. 排水区域の区域界 4. 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法および勾配 5. 遊水地 (調整池) の位置および形状 6. 都市計画に定められた排水施設の位置、形状および名称 7. 道路側溝その他の排水施設の位置、形状および種類 8. 排水管の勾配および管径 9. 人孔の位置および人孔間距離 10. 水の流れの方向 11. 吐口の位置 12. 放流先河川または水路の名称、位置および形状 13. 予定建築物等の敷地の形状および計画高 14. 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 15. のり面 (がけを含む) または擁壁の位置および形状 16. 汚水処理場の位置および形状	 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 流量計算書との照合符号を記入すること。 凡例を入れること。
給水施設 計画平面図 (規則第16条)	1/500 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界(朱書き) 3. 給水施設の位置、種類、形状、材料および内法寸法 4. 取水の方法および位置 5. 消火栓の位置および種類 6. 予定建築物等の敷地の形状 7. ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置および形状	・取水方法および位置の図 示に必要な範囲の外周区 域を包括したものである こと。 ・排水計画平面図にまとめ て図示してもよい。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考
がけの 断面図 (規則第16条)	1/50 以上	 がけの記号 がけの高さ、勾配および土質 (土質が2以上あるときは、それぞれの 土質および厚さ) 切土または盛土する前の地盤高 小段の位置および幅 石張、張芝、モルタル吹付等のがけ面の 保護方法 	・現況線は細く、計画線は太く表示すること
擁壁の 断面図 (規則第16条)	1/50 以上	1. 擁壁の記号 2. 擁壁の計法および勾配 3. 擁壁の材料の種類および寸法 4. 裏込コンクリートの品質および寸法 5. 透水層の位置および寸法 6. 擁壁を設置する前後の地盤面 7. 基礎構造の種類と寸法 8. 基礎地盤の土質ならびに基礎杭の位置、材料および寸法 9. 鉄筋の位置および径 10. 水抜穴の位置、材料および内径寸法	・鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要
道路計画 縦横断図	1/500 以上	 測点 勾配(%) 計画地盤面および計画地盤高 単距離および追加距離 基準線(DL) 道路記号 	・区域外取付道路との関連 の図示に必要な範囲の外 周区域を包括したもの
排水施設縦断面図	1/500 以上	1. 測点 2. 排水渠勾配および管径 3. 管底高 4. 人孔の種類、位置、間距離および記号 5. 基準線 (DL) 6. 排水施設記号	・道路計画縦断面図にまとめて図示してもよい。
排水施設 構造図	1/50 以上	1. 排水施設の記号 2. 開渠、暗渠、落差工、吐口等 3. 放流先河川水路の名称、断面、水位 (低水位、高水位) および吐口の高さ	
道路構造図	1/50 以上	 道路の記号 道路の幅員構成 横断勾配(%) 路面、路盤、材料、品質、形状および寸法 道路側溝および埋設管等の位置および寸法 	・排水施設構造図にまとめて図示してもよい。
工作物 構造図	1/50 以上	1. 施設の名称および記号 2. 施設の寸法、材料の詳細	

図面の種類	縮尺	明示すべき事項	備考
防災計画図	1/2, 500 以上	1. 方位 2. 開発区域の境界(朱書き) 3. 等高線 4. 計画道路位置 5. 段切位置 6. 表土除去範囲 7. ヘドロ除去範囲および除去深さ 8. 工事中の雨水、排水系統および流土計画 9. 防災施設の位置、形状、寸法および名称 10. 防災施設の設置時期および期間 11. 凡例	・防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図		 方位 開発区域の境界(朱書き) 集水系統ブロック別に色分け 地表水および排水施設の水の流れの方向 流量計画書と照合符合 	・区域外の集水状況を図示で きる範囲の外周区域を包括 したもの ・排水施設計画平面図にまと めてもよい。

別表 申請図の凡例一覧表

添付図面のわかりやすさのため、下記凡例によることが望ましい。

名 称	記号		名	称		35	đ	号		名	称		記 号
開発区域境界線		雨	水	管	渠	1			雨力	k 角	形人孔	,	
工 区 境 界	第一章工区	汚	水	管	渠	} -		▶	汚っ	k 角	形人孔	,	
街区番号	街区番号 計画高 所 數地面積	合	流	管	渠]]			河		إال		***************************************
宅 地 番 号	予定重築物の用途	既	設	管	渠	_			法		面	i	ĪĪ
公共公益用地	発住 計画高 FH 敷地面積	横	断	暗	渠	= :	種	- 別	間知	ブロッ	ク積擁壁		H-2.5
造成計画高	公共公益施設の名称 (本庫) 計画高 (中) 敷地面積		円		形	0	P	内 径	重	力式	洗 擁 壁		H-3.0
敷地面積	# 製地面積 TBM H=10.00	暗	馬	蹄	形	0	ľ	カ×高さ	R	С	擁 壁		H-3.0
B M		渠	矩		形	·	٦	カ×高さ	給	力	(管	•	ø
位置		*	戼		形	∇	0	乎び名	制	力	分		── ₩
高されば中国	3→道路番号 6.5→前 ■		U形f	調溝及し	 / 寸法		U	-00	消!	访 水	利施設	į	消火栓 防火水槽は実在 (F) Fの形にする
道路番号及び巾員	3 = 道路番号 6.5 = 巾 員 i = 3.0%	関	L形	調講及し	 『寸法		L	-00	階		段	ž	
安 化 点	t = 30.00		Lu形	調溝及 (ア寸法		Ll	1-00	ガ・	- F	レール	,	(
管 番 号		渠	グレー	ーチング	が側溝			×高	ガー	- ドラ	フェンス		$\sim\sim\sim$
管径	雨水 ⊙ 		70	つ他に	開 渠		_/ г	カ×高さ	落	石防	5 護 棚	f	~~~~
勾 配		桝			類	=			車	П	Ł #:	,	可動式又は固定式 OO
管 延 長		雨	水円	形丿	八孔			0	樹			:	× × × ×
流水方向		汚	水円	形丿	儿孔			•	緩	徝	f 帯	7	

(2) 設計者の資格(法第31条)

開発区域が1ha以上のものについては、(1)の申請図書のうち設計に係る設計図書は資格(規則第19条)を有する設計者が作成したものでなければなりません。

さらに、開発区域が20ha以上のものについては、前記の資格を有するもので、20ha以上の開発行為の総合的な設計の設計図書作成の経験を有するものでなければなりません。

(3) 公共施設等の管理者の同意(法第32条)

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係のある公共施設等の管理者の同意を得る必要があります。

- ①開発区域内および開発区域外にあって開発区域に接続することとなる公共施設等で、開発行為の実施に伴って変更または廃止されることとなる公共施設等の管理者である 国、県、市町等の同意が必要です。
- ②開発区域の内外において新たに設置される公共施設等の管理者となる県、市町等と協議し同意を得てください。
- ③開発区域の面積が20ha以上の場合は、②の協議を行うほか、次の者(開発区域の面積が40ha未満の場合はハおよびニを除く。)と協議し同意を得てください。
 - イ. 義務教育施設の設置義務者である市町
 - ロ. 水道事業者である市町

※公共施設等…道路、公園、下水道、緑地、

ハ. 電気事業者およびガス事業者

広場、河川、運河、水路、

二. 鉄道事業者または軌道事業者

消防用貯水施設および排水路

(4) 公共施設の管理(法第39条)

開発行為により設置された公共施設等の管理は原則として市町が行うこととなっています。ただし、他の法律によって管理者が別にあるとき、または法第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをするときはその者の管理となります。

(5) 公共施設の用に供する土地の帰属(法第40条)

- ①従前の公共施設に代えて新たな公共施設および土地が設置されたとき
 - ・廃止される従前の公共施設の土地 ──→ 開発許可を受けた者
 - ・廃止される従前の公共施設に代えて ——→ 国または地方公共団体 設置される新たな公共施設
- ②①以外の公共施設の土地

――→ 管理者である市町

(6) 公安委員会等の協議(第3章第3節その他2. 道路交通の処理等に関する協議参照)

申請者は、次に掲げる開発行為に該当する場合は、市町、土木事務所または県庁都市計画課のいずれかを通じ、日程調整のうえ、原則として関係者(申請者、市町、土木事務所、県都市計画課、警察署、交通規制課および道路管理者)合同により、事前協議(実質上の協議)し、条件処理がなされた後、許可権者はあらためて本協議を行うものとします。

- ・開発区域の規模が5ha以上の開発行為
- ・大規模店舗、配送センター、レジャー施設、卸売市場等大量の道路交通の集中発生が 予想される開発行為

2. 他の法令との関係

土地利用に関して次のような法令がありますので、開発許可申請にあたり、これらの法令による手続きが必要な場合は、事前にそれぞれの担当部局と協議し、同時に手続きをしてください。土地利用に関する規制については、巻末に参考資料を示します。

- ・宅地造成等に伴う土砂流出等の災害防止のための規制(宅地造成及び特定盛土等規制法)
- 農業地域に関する規制(農地法、農業振興地域の整備に関する法律等)
- ・森林地域に関する規制(森林法)
- ・ 自然環境保全のための規制 (自然環境保全法、自然公園法、福井県自然環境保全条例)
- ・自然公園地域に関する規制(自然公園法)
- ・文化財、鳥獣等の保護のための規制(文化財保護法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律) ※開発と文化財の取扱いについては、第3章第3節1を参照してください。
- ・公物管理のための規制(道路法、河川法、港湾法、電気事業法)
- ・公害防止のための規制 (大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、工業用水法、 工場立地法)
- ・災害防止のための規制(建築基準法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ・土地の処分等に対する規制(国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律)

3. 許可を受けた開発行為の変更(法第35条の2)

- (1) 開発行為の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければなりません。ただし、変更に係る事項が法第29条第1項各号、同条第2項の政令で定める規模未満および同項各号に該当するとき、または、次に掲げる軽微な変更(規則第28条の4)に該当するときは、変更の許可は必要ありません。
 - ①設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更 ただし、次に掲げるものを除く。
 - ・予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの
 - ・住宅以外の建築物または第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000m以上となるもの
 - ②工事施行者の変更

ただし、主として自己の居住用の住宅の建築を目的とする開発行為または自己業務用の建築物等の建築等を目的とする1ha未満の開発行為以外の開発行為にあっては、工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更に限ります。

- ③工事着手予定年月日または工事完了予定年月日の変更 なお、上記の軽微な変更に該当するときは、知事に届出してください。
- (2) 変更許可申請または変更届出には、開発許可の添付図書のうち変更に係る図書を添付して行うこととし、次の事項に留意してください。
 - ①変更に伴い当該開発区域の面積が1ha以上となる場合は、法第31条の規定に基づく設計者の資格が必要となります。
 - ②開発区域内の公共施設および開発区域に接続することとなる公共施設に変更がある場合は、法第32条に基づく管理者の同意等について、改めて得る必要があります。
 - ③法第33条および第34条(市街化区域および市街化調整区域の区域区分がされている都市計画区域以外にあっては第33条)に基づく規定は、変更について準用されます。

第3節 開発行為の完了等

1. 工事の完了(法第36条)

(1) 開発区域(工区に分けたときは工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したときは、工事完了届出書を提出してください。

また、必要に応じて工事写真を添付してください。

- (2) 工事完了届があった後、検査をします。検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は、検査済証を交付します。
- (3) 検査済証の交付後、工事完了公告(福井県報)を行います。 ※県報登載まで概ね1~2週間程度の期間を要します。

2. 開発行為の廃止(法第38条)

許可を受けた開発行為をやむを得ず廃止したときは、次の図書を添付して廃止届を提出してください。

- ・廃止の理由
- ・廃止時の当該土地の状況(平面図、断面図、写真)
- ・廃止に伴う措置を記載したもの

3. 許可に基づく地位の承継(法第44条、第45条)

(1) 開発許可または法第43条に基づく許可を受けた者の相続人その他一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継します(法第44条)。

※「一般承継人」とは、相続人のほか、吸収合併後存続する法人または合併により新たに 設立された法人を指します。

(2) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者(一般承継人を除く。)は、知事の承認を受けて、当該開発許可に基づく地位を承継することができます(法第45条)。

この場合、当該土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を適法に取得 したこと等地位を承継したことを証する書類を添付してください(細則第11条)。

4. 開発登録簿制度(法第46条、第47条)

(1) 開発登録簿

知事が開発許可をしたときは、開発許可の内容を開発登録簿に登録し、保管します。

(2) 閲覧等

開発登録簿は閲覧できます。また、請求があったときは、その写しを交付します。 閲覧申請、写しの交付申請は、電子申請システムを利用してすることもできます。

5. 開発許可の特例(法第34条の2)

- (1) 国または都道府県等の行う開発行為については、当該国の機関または都道府県等と福井県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなします。
- (2) 協議に必要な書類は別表1の8以降を基本としますが、必要に応じてその内容を変更することがあります。

第4節 開発許可を受けた区域における建築制限

1. 建築制限等(法第37条)

開発許可を受けた区域内の土地においては、法第36条第3項の公告があるまでの間は、 次に掲げるもの以外の建築物の建築または特定工作物の建設はできません。

・当該開発行為に関する工事用の仮設建築物

ただし、知事が特にやむを得ないと認めて承認した場合は、建築または建設ができます。 知事の承認を申請する場合は、次の図書を添付してください(細則第7条)。

- •付近見取図(位置図)
- 理由書
- ・開発許可通知の写し
- ・土地利用計画図に工事の施行状況を記入したもの
- ・工程表 (開発行為の工事と建築工事を合わせたもの)
- ・理由の内容がわかる図面等

2. 建築物の建ペい率等の指定(法第41条)

用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合に おいて必要がある場合には、区域内の土地について以下の制限を定めることがあります(同 条第1項)。この場合、定められた制限を越えた建築物の建築はできません。

・制限事項:建築物の建ペい率、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地、構造および 設備

ただし、当該区域およびその周辺地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可したときは除きます。知事の許可を受けようとするときは、次の図書を添付して申請してください。

- ・付近見取図(方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示したもの)
- ・土地利用計画図 (予定建築物等の敷地の形状ならびに敷地に係る予定建築物等の配置お よび用途を明示したもの)
- ・予定建築物等の各階の平面図、立面図または構造図
- ・土地所有者および公共施設等管理者その他必要と認める者の同意

3. 開発許可を受けた土地における建築等の制限(法第42条)

開発区域内において、法第36条第3項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物または特定工作物の建築または建設はできません。ただし、当該区域に用途地域等が定められているとき、または、知事が当該開発区域における利便の増進上もしくは開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したときを除きます。知事の許可を受けようとするときは、次の図書を添付して申請してください。

- ・付近見取図(方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示したもの)
- ・土地利用計画図 (予定建築物等の敷地の形状ならびに敷地に係る予定建築物等の配置お よび用途を明示したもの)
- ・予定建築物等の各階の平面図、立面図または構造図
- ・土地所有者および公共施設等管理者その他必要と認める者の同意

4. 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限(法第43条)

市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、知事の許可を 受けなければ建築物の新築、改築もしくは用途変更、または第1種特定工作物の新設はでき ません。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ・農林漁業用施設等(法第29条第1項第2号に規定するもの)
- ・法令で定める公益上必要な建築物(法第29条第1項第3号に規定するもの)
- ・法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為が行われた土地において行うもの
- ・都市計画事業として行うもの
- ・非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- 仮設建築物
- ・通常の管理行為、軽易な行為

(1) 許可申請

許可申請にあたっては、別表5に掲げる図書を添付してください。

(2) 許可の基準

次の技術基準および立地基準を満たさなければなりません。

①技術基準

- ・排水について、次章第2節6の「排水施設」の基準を満たすこと。
- ・宅地について、次章第2節8の「宅地の防災」の基準が満たされていること(用途の変更を除く。)。

②立地基準

次のいずれかに該当する必要があります。

- ・法第34条第1号から第12号までに規定する建築物または第1種特定工作物
- ・市街化調整区域に指定された際、自己の居住または業務の用に供する建築物等の建築 等の目的で土地または土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該 都市計画の決定または変更の日から起算して6か月以内に知事に届け出たものが、そ の目的に従って、5年以内にその土地に建築または建設するもの
- ・市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で建築等することが困難または 不適当と認められる建築物または第1種特定工作物で、知事があらかじめ開発審査会 の議を経たもの

別表 5 法第43条第1項に基づく建築許可申請に添付する図書

添付図書	備考				
申請理由書	様式は自由であるが、詳細に書くこと。				
位置図	申請地を赤にて明示すること。				
	縮尺 1/5,000以上				
区域図	申請地を赤で囲むこと。				
	縮尺 1/2,500以上				
開発区域地積調書	開発区域に含まれる土地について、字地番順に記入すること。				
地籍図	法務局にて最新のものを写すこと。				
上巴木目(二)	申請地を赤で囲むこと。				
求積図	求積表、求積に必要な寸法を明示すること。				
申請地およびその周辺の	撮影位置・向きがわかるものを添付すること。				
<u>写真</u>	MSA ME N 45 N O 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
	・実測により申請地周辺の道路および水路等の現況、建築物の規模、				
	用途、構造、配置、給排水の経路等を詳細に記入すること。				
土地利用計画図	・増改築等の場合は、従前の建築物の規模、用途、構造等を詳細に記入				
	すること。				
	·縮尺 1/500以上				
断面図	土地利用計画図の断面図を縦横に分割、各部の寸法を記入すること。				
	縮尺 1/50以上				
土地の登記事項証明書	法務局にて最新のもの				
同意書	雨水、下水等の排水先となる水路等の管理者の同意				
	必要に応じて次のものを添付すること。				
その他	・建築物の各階平面図、立面図(縮尺 1/200以上)				
C 47 [E	・住民票、戸籍謄本等				
	・その他知事が必要と認めたもの				

第5節 開発審査会

福井県に開発審査会が設置されています(法第78条)。

(平成12年11月に福井市が特例市に移行したことから、福井市内については福井市に開発審査会が設置されています。)

審査会では、開発許可制度が公正に運用されるように、次の事項を行います。

- 1. 許可の処分または監督処分についての審査請求に対する裁決
- 2. 市街化調整区域内における開発許可および建築許可について、審査会の議を経なければならない事項の議決



第6節 盛土規制法のみなし許可となる開発工事に係る留意事項

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律191号。以下「盛土規制法」)に 基づく規制区域内において行われる造成工事が、都市計画法に基づく開発許可を受ける ことにより、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるもの(盛土規制法第15条第 2項、同法第34条第2項参照)については、次のとおり盛土規制法に基づく書類の提 出等の手続きが必要になります。

盛土規制法のみなし許可となるものについて留意すべき事項は、次のとおりです。

(盛土規制法に基づく手続きに関する詳しいことは、『宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引』(以下「盛土規制法の手引」という。)を参照してください。)また特に、盛土規制法に基づく技術的基準に留意してください。(P36~38参照)

- (1) 申請書の添付書類として、区分、規模にかかわらず、みなし許可となるすべての申請において『資力および信用に関する申告書』『工事施行者の能力に関する申告書』『登記事項証明書・事業経歴書』の添付が必要です。
- (2) 申請書の添付書類として、設計説明書については、従来の様式のほか、みなし許可の対象であることを明らかにするため、盛土規制法の申請書の内容に準じた『設計説明書(盛土規制法関係)』の添付が必要です。
- (3) 工事の期間中、工事現場に設置する標識については、盛土規制法による標識の内容に合わせた工事標識を設置することが必要です。
- (4) 盛土等の規模により、盛土規制法の「中間検査」「定期報告」の手続きが必要となります。中間検査、定期報告に関する留意事項は次のとおりです。

① 中間検査

下表に記載する規模の工事において、盛土前または切土後の地盤面に排水施設を 設置する工事を行った段階で(この工事の工程を「特定工程」という。)、当該工 程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない特定工程に係る工事を終えた箇所について行う検査であり、盛土および切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事(当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事)は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

中間検査を要する工事の対象規模等

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成または特定盛土等	 ① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤ 盛土または切土の面積3,000m超(①~④を除く) 	盛土前または切土後 の地盤面に排水施設 を設置する工事の工 程	排水施設設置工事 完了から4日以内

中間検査に係る提出書類

No	書類の名称	内 容	備考
1	宅地造成または特定盛土等に関す る工事の中間検査申請書		様式第十三(盛土規制法施行規則 第46条、第76条関係) [P71参照]
2	平面図	・検査対象工程に係る工事 の内容を明示したもの	

中間検査の検査項目

工種	検査項目	検査密度	確認方法
	排水管の位置	-	位置を排水施設の平面図と照合
not the late 1. Art	材料 (規格等)		排水管の材料(規格等)を確認
暗渠排水管	管渠の基準高	施行延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施行 につき2箇所	規格値 ±30mm
	その他必要な 事項		

②定期報告

定期報告は、工事の着手後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を 用いて報告を行うものです。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合 は、必要な対策を講じなければなりません。

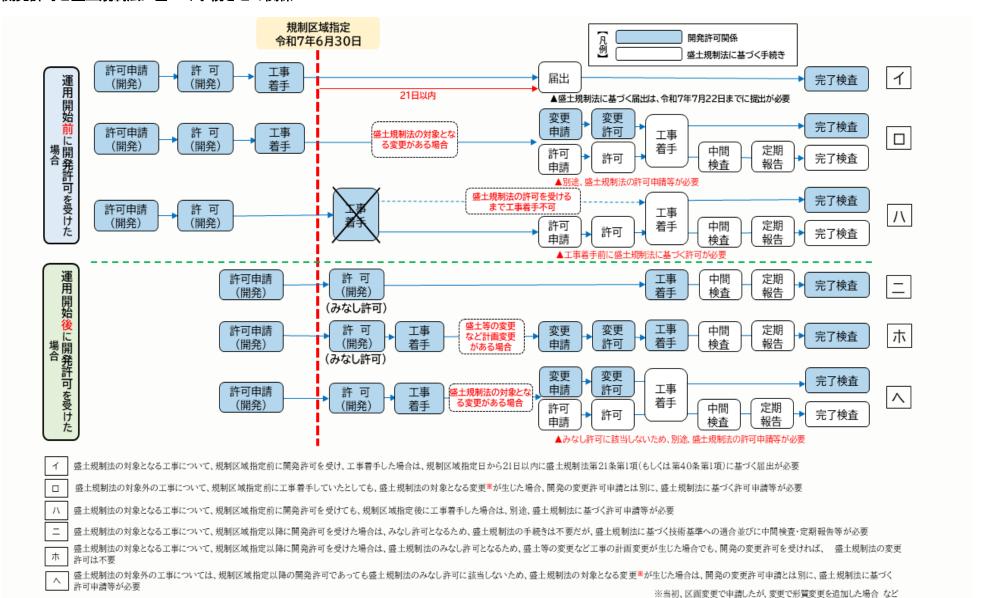
定期報告を要する工事の対象規模等

たが私自とスプローチのバスが大り							
行 為	報告を要する規模	報告事項	報告時期				
宅地造成または特定盛土等	 盛土で高さ2m超の崖 切土で高さ5m超の崖 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) 盛土で高さ5m超(①、③を除く) 盛土で高さ5m超(①、③を除く) 盛土または切土の面積3,000m²超(①~④を除く) 	報告時点における盛土、 切土、擁壁、崖面崩壊防 止施設、排水施設、地滑 り抑止ぐい、グランドア ンカー、その他の土塁の 施工状況	3カ月ごとに その末日から 7日以内				

定期報告に係る提出書類

No	書類の名称	内 容	備考
1	定期報告書		様式第14号(盛土規制 法施行細則第19条、第 33条関係)[P72参照]
2	写真	・報告の時点における盛土、 切土をしている土地および その付近の状況を撮影した もの	
3	進捗が確認できる図面等	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示・写真の撮影方向を表示	

開発許可と盛土規制法に基づく手続きとの関係



第7節 申請手数料

開発許可等の申請にあたっては、別表 6 に掲げる手数料が必要となりますので、知事に申請する際に手数料納付システムを利用して支払ってください。

なお、30万円以上の手数料の場合には、事前に福井県土木部都市計画課に相談し、支払方法 の案内を受けてください。

別表 6 開発許可関係手数料

平成13年3月26日改正(単位:円)

十成13年3月20日改正(単位:日)					
		29条[71]			
面積	自己の 居住用	自己の 業務用	自己用外	43条[75]	
0.1 ha未満	8,600	13,000	86,000	6, 900	
0.1 ha以上~0.3 ha未満	22,000	30,000	130,000	18,000	
0.3 ha以上~0.6 ha未満	43,000	65,000	190,000	39, 000	
0.6 ha以上~1.0 ha未満	86,000	120,000	260,000	69, 000	
1.0 ha以上~3.0 ha未満	130,000	200,000	390,000		
3.0 ha以上~6.0 ha未満	170,000	270,000	510,000	1.0ha以上	
6.0 ha以上~10.0ha未満	220,000	340,000	660, 000	97, 000	
10.0ha以上	300,000	480, 000	870,000		
変更許可 イ:設計の変更(上記表の1/10)					

[72] ロ:区域編入 (上記表のとおり)

ハ:その他の変更 10,000

変更許可手数料=イ+ロ+ハ (上限 870,000)

41条 [73]	1件	46, 000	特例許可
42条 [74]	1件	26, 000	予定建築物以外の建築物の 新築等、用途変更許可
41	自 居 住 用 業務用(1ha未満)	1, 700	
45条 [77]	己 業務用(1ha以上)	2, 700	地位の承継の承認
	その他	17, 000	
47条 [78]	1枚	470	開発登録簿写し交付

※ [] 内は福井県手数料徴収条例第2条別表内号数

(留意事項)

「自己用」とは、自己の居住または業務の用のためのもので、自己用住宅、会社の業務の用の 工場、事務所、店舗等をいいます。

「自己用以外のもの」とは、分譲住宅、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等の自己以外に 分譲、賃貸するものおよび会社従業員のためにつくる寮、社宅等 をいいます。

第2章 開発許可技術基準

この基準は、都市計画法(以下「法」という。)、同法施行令(以下「令」という。) および同法施行規則(以下「規則」という。)に定める技術的な基準です。

第1節 適用の範囲

開発行為の目的により適用される基準が限定されており、これを整理すると次表のと おりです。

法第33条開発許可基準の適用範囲

法第33条開発許可基準の適用範囲						
	開	発 行	為の	目 的		
法第33条基準内容	建	築	物	特 定 工	作物	
	自己の居住用	自己の業務用	自己用外	自己の業務用	自己用外	
(第1項第1号)	0	0	0	0	0	
用途地域適合	O	0	O	O	O	
(第1項第2号)		0	0	0	0	
道路等公共空地の確保						
(第1項第3号)	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	
排 水 施 設						
(第1項第4号) 給 水 施 設		0	0	0	0	
(第1項第5号)	0	0	0	0	0	
地区計画等との適合	0		_	O	0	
(第1項第6号)			0		0	
公共公益施設			20ha以上		第1種のみ	
(第1項第7号)	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	
宅地の安全性(擁壁等)(第 1 項 第 8 号)						
災害危険区域の除外			0		\circ	
(第1項第9号)	0	0	0	0	0	
樹木保存、表土保全	1 ha以上					
(第1項第10号)	0	0	0	0	0	
緩 衝 帯 の 設 置	1 ha以上					
(第1項第11号) 輸送施設(40ha以上の場合)	0	0	0	0	0	
(第1項第12号)		0	0	0	0	
申請者の資力信用		1 ha以上	O	1 ha以上	O	
(第1項第13号)		0	0	0	0	
工事施行者の能力		1 ha以上		1 ha以上	<u> </u>	
(第1項第14号)	0	0	0	0	0	
権利者等の同意			_	_		
(第4項に基づく条例)						
区域、目的、予定建築物の思念、建築物の影響を	\circ	\circ	0	\circ	\circ	
の用途、建築物の敷地面						
積の最低限度						

○印は適用するもの

法第33条第3項により、条例で同法第1項各号の技術的細目を政令で定める基準に従い、 強化あるいは緩和することがあります。

第2節 建築物の建築または第1種特定工作物の建設を目的とする開発許可の基準

1. 土地利用計画

- 1. 開発区域内の土地について、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通 業務地区または港湾法第39条第1項の分区が定められている場合は、予定建築物 等の用途がこれらに適合していなければなりません。
- 2. 開発区域内の土地(市街化調整区域を除く都市計画区域または準都市計画区域内の土地に限る。)について、用途地域等が定められていない場合は、予定建築物等の用途が建築基準法第48条第14項および第68条の3第7項(第48条第14項に係る部分に限る。)の規定による用途の制限に適合していなければなりません。
- 3. 開発区域内の土地について、地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画および集落地区計画(以下「地区計画等」という。)が定められているときは、予定建築物等の用途または開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に則していなければなりません(ただし、地区整備計画等が定められている場合に限る。)。

2. 道路計画(法第33条第1項第2号)

- 1. 道路の構成
 - (1) 開発区域内に設置する道路は、開発区域の規模、予定建築物等の用途等に応じて、次に掲げる事項を考慮して構成することとします。
 - ①住宅地内の道路は、できる限り通過交通の用に供されないように配置すること。
 - ②都市計画幹線街路等に街区の短辺が連続して接しないこと。
 - ③道路の交差は、直角またはそれに近い角度とすること。
 - (2) 予定建築物等の敷地が接する道路の最小幅員(令第25条第2号)

予定建築物等の敷地が接する道路の幅員は、開発区域の規模や周辺の状況に応じて、次の規定値以上とします。

ただし、小区間で通行上支障がないと認められる場合は、特例値まで縮小することができます。

予定建築物等の	幅員 (m)			
用途	規定値	特例值		
住 宅	6	4		
住宅以外	9	6		

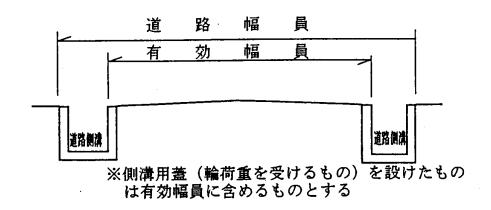
- (注) 1. 特例値は有効幅員とする。
 - 2. 住宅以外の場合の規定値は、その敷地規模が1,000㎡以上の場合 に適用するものとし、1,000㎡未満の場合は住宅と同じとします。

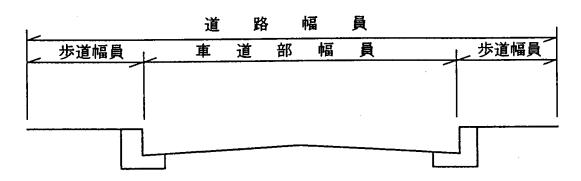
また、開発区域と予定建築物等の敷地が一致し、開発区域内に道路を設置しない開発行為である場合は、次に掲げる事項を勘案してやむを得ないと認められるときは、有効幅員4m以上の公道(道路法上の道路)に接していればよいものとします。

- ・開発区域の規模および形状
- ・開発区域の周辺の土地の地形および利用の状況
- ・環境の保全上、防災上、通行の安全上および事業の効率上支障がない場合
- (3) 幹線街路の配置 (令第25条第3号)

市街化調整区域(その他の都市計画区域にあっては、用途地域が定められていない土地の区域)における開発区域の面積が20ha以上の開発行為にあっては、予定建築物等の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路を設けるものとします。

(4) 道路の幅員は次に示すとおりとします。





(5) 区域外道路との接続(令第25条第4号)

開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m(住宅地にあっては、幅員6.5m)以上の道路に接続するものとします。

ただし、周辺の状況等によりやむを得ない場合は、車輌の通行に支障がない道路 (道路法に基づく道路)に接続すればよいものとします。

2. 道路の構造(規則第24条)

開発区域内の道路は、次の基準のほか、道路構造令に基づくものとします。

(1) 道路は、原則としてアスファルトまたはコンクリートで舗装することとします。

ただし、小規模の開発行為または交通量が極めて少ない場合等は砂利敷とすることができます。

また、排水に支障のない範囲で適当な値の横断勾配を付けてください。

- (2) 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝、街渠その他適当な施設を設けるものとします。
- (3) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下を原則とします。

ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12 パーセント以下とすることができます。

なお、縦断勾配が7パーセント以上の場合は、その距離に応じて、2.5パーセント以下の緩和区間を設けるものとします。

(4) 道路は、階段状でないものとします。

ただし、歩行者専用道路で通行の安全上支障がないと認められるものは、階段状とすることができます。この場合、階段の寸法は踏面30cm以上、けあげ15cm以下とするものとします。階段の高さが3mを超えるものにあっては、高さ3mごとに幅1.2m以上の踊場を設けるものとします。また、必要に応じて手すりを設けてください。

(5) 道路は、袋路状でないことを原則とします。

ただし、当該道路が周辺の地形や将来の延長計画等から避難上および車輌の通行上支障がなく、かつ、次の基準のいずれかに適合する場合は、この限りでありません。

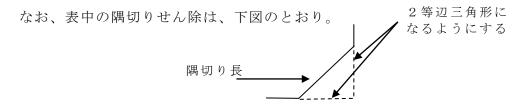
- ①道路の延長が35m以下のもの
- ②道路の終端および区間 3 5 m ごとに自動車転回広場を設けたものであって、適切な位置に避難用通路を設けたもの

(転回広場の形状・寸法は「道路の位置の指定基準(福井県)」による)

- ③道路幅員が6m以上で、将来これに接続する道路が設けられる予定があるもの
- (6) 歩道のない道路が同一平面で交差もしくは接続する箇所または歩道のない道路のまがり角は、隅切をせん除するものとし、次の表を参考にしてください。

隅切せん	,除標準	(m)
------	------	-----

幅員	40m	30m	20m	15m	12m	10m	8m	6m	4m
交差角	90 (度)								
幅員	120 60	120 60	120 60	120 60	120 60	120 60	120 60	120 60	120 60
40m	12	10	10	8	6				
	8 15	8 12	8 12	6 10	5 8				
30m	10	10	10	8	6	5			
	8 12	8 12	8 12	6 10	5 8	4 6			
20m	10	10	10	8	6	5	5	5	
2011	8 12	8 12	8 12	6 10	5 8	4 6	4 6	4 6	
15m	8	8	8	8	6	5	5	5	
	6 10	6 10	6 10	6 10	5 8	4 6	4 6	4 6	
12m	6	6	6	6	6	5	5	5	
1 2 111	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	4 6	4 6	4 6	
10m		5	5	5	5	5	5	5	3
10111		4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	2 4
8m			5	5	5	5	5	5	3
OIII			4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	2 4
6m			5	5	5	5	5	5	3
			4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	2 4
4m						3	3	3	3
7111						2 4	2 4	2 4	2 4



- (7) 歩道は、縁石またはさくその他これに類する工作物によって車道から分離されているものとします。
- (8) 幅員が9m以上の道路は、歩車道が分離されているものとします。

(令第25条第5号)

(9) 交通安全上必要と認める場合は、道路に防護柵等必要な安全施設を設けるものとします。

- 3. 公園·緑地·広場 (法第33条第1項第2号)
 - 1. 開発区域における公園・緑地・広場の規模は次表の基準により設置することとします。 (令第25条第6号、第7号)

ただし、開発区域の面積が 5 ha未満の場合は、開発区域の周辺(以下の公園等の中心から開発区域の最も遠いところの距離が 2 5 0 m以内で河川等の遮断物がないこと)に相当規模の公園、緑地または広場(都市公園法第 2 条第 1 項に定める都市公園で面積 2 , 5 0 0 ㎡以上)がある場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合等開発区域の周辺の状況ならびに予定建築物等の用途および敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、これによらないことができる。

なお、高密度住宅地の場合は、住民一人当たり3㎡以上を確保するものとする。

開発区域 公園等の総面積 種 別 内 公園·緑地· 0.3ha~1.0ha 1か所 90㎡以上 $0.3 \text{ha} \sim 5.0 \text{ha}$ 広場 1.0ha~5.0ha 1か所 150㎡以上 開発区域面積 公園1か所 300㎡以上 公園*1 5.0ha∼20 ha の3%以上 1,000㎡以上の公園1か所以上設置 公園1か所 300㎡以上 公園*1 20ha以上 1,000㎡以上の公園2か所以上設置

公園等の設置規模基準

- *1:予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地または広場
- 2. 公園は、開発区域の中央付近に配置することを原則とします。

ただし、開発区域の形状および道路の配置等によりやむを得ない場合は、開発 区域内の居住者が有効に利用できる位置に配置するものとします。

なお、設計に当たっては、次の表を参考にしてください。

公園の誘致距離 (参考)

公園種別	標準面積	誘致距離
幼児公園	約0.03ha	100 m
街区公園	約0.25ha	250 m
近隣公園	約2.0ha	500 m

- 3. 公園の設置基準は、次のとおりとします。
 - (1) 公園は、原則として2辺が道路によって囲まれていること。
 - (2) 公園には、雨水等を有効に排出するための施設を設置すること。
 - (3) 公園には、原則として利用者の安全を図るため、柵、へい等を設けること。
 - (4) 公園の面積が1,000㎡以上の場合は、2か所以上の出入口を設けること。
 - (5) 公園の形状および勾配は、広場、遊戯施設等が有効に利用できるものであること。
- 4. 緑地は、住宅地の景観、環境保全を目的として確保するものとし、自然緑地、修景緑地、緩衝緑地、緑道等を開発区域の土地利用や地形の状況により適切に配置するものとします。

(参考)

- ・自然緑地…主として自然地の保全を図ることが目的
- ・修景緑地…主として景観を改善することが目的
- ・緩衝緑地…主として異なる土地利用を図るべき土地間の緩衝または公害防止を図ることが目的
- ・緑 道…主として歩行者の快適な通行の用に供する目的
- 5. 緑地に供する土地は、その傾斜が30度を超えないこと。 がけ面の緑地は、不利用地に算入されます。
- 6. 福井県環境基本条例の趣旨を尊重し、事業者は環境保全の観点から緑地等の確保に努めてください。

4. 消防水利施設(法第33条第1項第2号)

を勘案して設置してください。

- 1. 消防に必要な水利として利用できる河川等の水利が消防法第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していないときは、その基準に適合する貯水施設を設置しなければなりません。 (令第25条第8号) この場合、その施設の位置、構造等は開発区域のみならず、周辺の水利の状況
- 2. 消防水利をやむを得ず公園内等に設置する場合は、覆蓋をして公園等利用者に 危険がないようにしてください。

5. 給水施設

1. 給水施設の計画(法第33条第1項第4号)

水道その他の給水施設は、次に掲げる事項を勘案して、当該開発区域について 想定される需要量に対し支障なく供給できる構造および能力であるものとします。

- ・開発区域の規模、形状および周辺の状況
- ・開発区域内の土地の地形および地盤の性質
- ・予定建築物等の用途
- ・予定建築物等の敷地の規模および配置
- 2. 施設基準等
 - (1) 開発区域内に既設上水道によって給水する場合は、水道事業者と給水施設等について協議が成立していることが必要です。
 - (2) 開発区域内に新たに水道を布設する場合にあっては、水道法または条例に基づく許認可が必要なものは、これらの法令による許認可の権限を有する者から許認可を受ける見通しがあることが必要です。

6. 排水施設

- 1. 基本計画
 - (1) 開発区域内の排水路その他排水施設は、次に掲げる事項を勘案して想定される下水(汚水および雨水)を有効に排出できる構造、能力を有するものとします。 (法第33条第1項第3号)
 - ・当該地域における降水量
 - ・開発区域の規模、形状および周辺の状況
 - ・開発区域内の土地の地形および地盤の性質
 - 予定建築物等の用途
 - 予定建築物等の敷地の規模および配置
 - ・ 放流先の状況
 - (2) 排水施設の基準
 - ①開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、排水路 その他の排水施設または河川その他の公共の水域、海域に接続しているものと します。

ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他適当な施設を設けるものとします。 (令第26条第2号)

②雨水(処理された汚水およびその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。)以外の下水は、原則として暗渠によって排出するものとします。 (令第26条第3号)

この規定により設置される処理施設で、公共下水道による終末処理場でない ものは、建築基準法第31条第2項の規定による屎尿浄化槽の規定に適合する ものとします。

- 2. 計画雨水等の計算
 - (1) 計画雨水量の算定は、次式(合理式)を標準とします。

 $Q = (1/360) \cdot C \cdot I \cdot A$

Q:計画雨水量 (m³/sec)

C:流出係数(後掲 5.調整池 (1)計画基準 ②の表の値を使用する)

I:降雨強度 (mm/h)

5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の数値

河川管理者の指定する確率降雨強度曲線により求めるものとします。

A:集水面積(ha)

(2) 排水路の流量計算は、次式のいずれかを標準とします。

①マニングの式

 $Q = A \cdot V$

Q:流量 (m³/sec)

A:流水の断面積

 $V = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

V:流速(m/sec)

n:粗度係数

R: 径深(m) (=A/P)

P:流水の潤辺長 (m)

I: 勾配

2クッターの式 $Q = A \cdot V$

 $V = (2 3 + (1/n) + (0.0015/I)) \cdot (R \cdot I)^{1/2}$ $/ (1 + (2 3 + 0.0015/I) \cdot n \cdot R^{-1/2})$

 $= N \cdot R / (R^{1/2} + D)$

- (3) 排水路の断面決定に当たっては、計画雨水量を算出し、計画断面は開水路で30%増し、管渠類では50%増しを原則とします。
- (4) 排水路の設計流速は、特殊な場合を除き0.6m/sec以上、3.0m/sec以下を標準として計画してください。
- 3. 排水施設の構造は、次の基準に適合させてください。
 - (1) 排水施設は堅固で耐久力を有する構造であること。 (規則第26条第1号)
 - (2) 排水施設は、コンクリート、れんがその他耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。 (規則第26条第2号)
 - (3) 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置されていること。 (規則第26条第3号)
 - (4) 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径または内のり幅は、20cm以上であること。 (規則第26条第4号)
 - (5) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ますまたはマンホールを設けること。 (規則第26条第5号)
 - ・公共の用に供する管渠の始まる箇所
 - ・下水の流路の方向、勾配または横断面が著しく変化する箇所
 - ・管渠の長さがその内径または内のり幅の120倍を超えない範囲において管渠 の維持管理上必要な箇所
 - (6) ますまたはマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さ15cm以上の泥溜を、その他のますまたはマンホールにあってはその接続する管渠の内径または内のり幅に応じ相当幅のインバートを設けること。

(規則第26条第7号)

7. 公益的施設

住宅地とする目的で行う20ha以上の開発行為にあっては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置および規模で配置されていなければなりません。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りではありません。 (令第27条)

公益的施設の配置計画に当たっては、次表を参考にしてください。

近隣住区数				1	2	4		
戸	数	50~150	500~1,000	2,000~ 2,500	4,000~ 5,000	8,000~10,000		
	奴 口	200~600	2,000~4,000	7,000~10,000	14,000~20,000	28,000~40,000		
人	Н	(隣保区)	(分区)	(近隣住区)	(地	区)		
教育施	設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校		
福祉施	設		保育所、 託児所			(社会福祉施設)		
保	健		診療所	診療所		病院(入院施設)		
不)连		(巡回)	(各科)		保健所		
保	安	防火水槽	警察派出所	巡査派出所		警察署		
	女	(消火栓)	(巡回)	消防(救急)派出所		消防署		
集会施	設	集会室	集	会場	公民館			
文化施	證				図	書館		
管理施設			管理事務所		市役所等出張所			
通信施	設		ポスト、公衆電話		郵便局、電話交換	、電話交換所		
購買施	設		日用。	品店舗	専門店、スーク	パーマーケット		
サービス	×施設		共同浴場	新聞集配所	銀行	映画館、娯楽施設		

住区構成と施設配置 (参考)

8. 宅地の防災

開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れまたは出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていなければなりません。

(法第33条第1項第7号)

- 1. 地盤については、次の基準により必要な措置を講ずるものとします。
 - (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下または開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他必要な措置を講ずること。 (令第28条第1号)
 - (2) 開発行為によってがけが生じる場合には、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとること。 (令第28条第2号)
 - (3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 (令第28条第3号)
 - (4) 盛土をする場合には、盛土をした地盤に雨水その他の地表水または地下水の 浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りが生じないように、おおむね30cm以 下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをロー ラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて 地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。 (令第28条第4号)
 - (5) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤

と盛土とが接する面がすべり面とならないように、段切り、雑草等の取除き、有機質土の取除き等の措置を講ずること。 (令第28条第5号)

- (6) 切土または盛土をする場合において、地下水によりがけ崩れまたは土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるよう、以下の(7)で定める排水施設が設置されていること。 (令第28条第7号)
- (7) 令第28条第7号で定める排水施設は、その管渠の勾配および断面積が、切土または盛土をした土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出できる排水施設とする。 (規則第22条第2項)
- 2. 開発行為により生じたがけ面は、次の基準に基づき保護するものとします。 (令第28条第6号)

がけとは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。

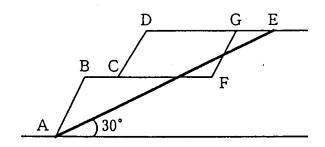
(1) 切土により生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土により生ずる高さ1mを超えるがけまたは切土と盛土とを同時にした土地に生ずる高さ2mを超えるがけは、 擁壁で覆わなければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。 (規則第23条第1項)

①土質が次表の(A)欄に該当し、(B)欄の角度以下で切土する場合

(A) 土 質	(B) 擁壁を要しない勾配の上限	(C) 擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいも のを除く)	6 0 度	80度
風化の著しい岩	40度	5 0 度
砂利・真砂土・関東ロ ーム・硬質粘土・その他 これらに類するもの	3 5 度	4 5 度

- ②土質が前号の表の(A)欄に該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の(B)欄の角度を超え、同表の(C)欄の角度以下の勾配で切土する場合、その上端から下方に垂直距離 5 m以内の部分
- ③土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁 壁の設置が必要でないことが確かめられた場合
- (2) 小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけは一体のものとみなします(下図参照)。



- 一体のがけ ABCDEで囲まれる 部分
- ・上下独立のがけ ABFGEで囲まれる 部分
- (3) 盛土する場合、盛土法面の勾配は30度以下とし、土質に応じて安全な勾配とします。

- (4) 切土または盛土による法面は、その高さ5m以内ごとに幅1m以上の小段を設け、小段には法面排水に必要な排水溝等を設けるものとします。
- (5) 切土または盛土によって生じたがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、 芝張り、モルタルの吹付等により保護するものとします。

(規則第23条第4項)

- 3. 擁壁の構造(規則第27条)
 - (1) 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次の項目に該当することが確認されたものでなければなりません。
 - ①土圧、水圧および自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
 - ②土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - ③土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - ④土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

擁壁の裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、その水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。

ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものである 場合にはこの限りでありません。

(2) 開発行為によって生ずるがけ面を覆う擁壁で高さが2mを超えるものについては、次のいずれかに適合するものにしなければなりません。

(建築基準法施行令第142条)

- ①擁壁の構造は、次のようなものでなければなりません。
 - ・鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。
 - ・石造の擁壁は裏込めコンクリートを用い、石と石を充分に結合すること。
 - ・ 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、 擁壁の裏面で水抜穴の 周辺に砂利等を詰めること。
- ②擁壁の構造が、その破壊および転倒を防止することができるものとして国土 交通大臣が定めた構造方法を用いるものであることが必要です。
- (3) 擁壁等の具体的な構造設計については、「宅地防災マニュアル」および「宅地防災マニュアルの解説」に基づくものとします。



4. 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準適合チェックリスト 盛土規制法のみなし許可となる工事については、開発許可に適用される技術基準 のほか、盛土規制法に関する技術的基準に適合する必要があるので、次のチェック リストを参照してください。 ※「政令」=宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準適合チェックリスト

	·に関する工事の技術的基準適合チェックリスト
政 令	チェック項目
■政令7条 地盤について	講ずる措置に関する技術的基準
第7条第1項第1号イ	おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の
	土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか
第7条第1項第1号口	盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができ
	るよう、砂利等を用いて透水層を設けているか
第7条第1項第1号ハ	必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置
	を講じているか
第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土を
	する前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等
	の措置を講じているか
第7条第2項第1号	盛土・切土**をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の
	地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配
	を付しているか
	※ 政令3条4号・5号の場合を除く
第7条第2項第2号	以下(1)~(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土
	をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調
	査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持さ
	れるものであることを確かめているか
	(1)山間部における、河川の流水が継続して存する土地
	(2)山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に
	類する状況を呈している土地
	(3)(1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集
	水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、または地下水が湧出
	するおそれが大きい土地
第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に
	滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置
	を講じているか
■政令8条 擁壁の設置に	関する技術的基準
第8条第1項第1号	盛土・切土*1をした土地の部分に生ずる崖面*2は擁壁で覆われているか
	※1 政令3条4号・5号の場合を除く
	※ 2 以下の場合を除く
	・切土をした土地の部分に生ずる崖または崖の部分であって、その土
	質毎の勾配が一定以下の場合(盛土等防災マニュアル VI・1表参
	照)
	(注) 崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性(政令8条2
	項)に注意
	・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安 定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
	・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
第8条第1項第2号	義務設置の擁壁は、以下のものとなっているか
	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造
	・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック
	擁壁)
	・政令17条に基づく大臣認定擁壁
	義務設置の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告
	示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除
	<)
	・政令9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ)
	・政令10条(練積み造の場合のみ)
	・政令11条・政令12条
	義務設置以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条
	に基づき、建基法政令142条(同令第7章の8の規定の準用に係る
1	部分を除く)に適合しているか

政令	チェック項目
■政令9条 鉄筋コンクリ	
第9条第2項第1号	土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生
	ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を
	超えないか
第 9 条第 2 項第 2 号	土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメ
	ントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか
第 9 条第 2 項第 3 号	土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の
	滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の3分の2
	以下であるか
第 9 条第 2 項第 4 号	土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ず
	る応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか
	※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎
笠 0 冬笠 0 西笠 1 日	ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか # / * * * * * * * * * * * * * * * * * *
第9条第3項第1号	構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された 数値を用いているか
	数値を用いているが ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単
	位体積重量および土圧係数を用いて計算された数値を用いることがで
	きる
第9条第3項第2号	構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度および基礎
	ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条(表一を除
	く)・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか
第 9 条第 3 項第 3 号	構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の値
	は、実況に応じて計算された数値を用いているか
	※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された
	数値を用いることができる
■政令10条 練積み造の	
第10条第1項第1号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質
	に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さ
	が40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄
第10条第1項第2号	の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか 石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁
第	とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか
第 1 0 条 第 1 項 第 3 号	崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な
3, 1 0 x 3, 1 x 3, 5 x	間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じて
	いるか
第10条第1項第4号	擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深
	さは、擁壁の高さの15%(最低35cm)(擁壁の設置される地盤
	の土質が政令別表第四上欄の第一種または第二種に該当しない場合
	は、擁壁の高さの20%(最低45cm))となっているか
■政令11条 擁壁につい	ての建築基準法施行令の準用
建基法政令36条の3	3(構造計算の原則)の規定を準用しているか
建基法政令37条(樟	賃造部材の耐久)の規定を準用しているか
建基法政令38条(基	ら は一般には、 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
建基法政令39条(外	ト装材等)の規定を準用しているか
建基法政令52条(組	1積造の施工※3項を除く)の規定を準用しているか
建基法政令72条(二	1ンクリートの材料)の規定を準用しているか
建基法政令73条(銳	・筋の継手・定着)の規定を準用しているか
建基法政令74条(二	ンクリートの強度)の規定を準用しているか
建基法政令75条(二	ンクリートの養生)の規定を準用しているか
建基法政令79条(銳	・ 筋のかぶり厚さ)の規定を準用しているか
■ 政会 1 2 冬 焼 辟 の 水 坊	<u></u>

■政令12条 擁壁の水抜穴

擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の水抜穴(内径が7.5 c m以上の陶管等の耐水性の材料)を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか

政 令	チェック項目
·	上施設の設置に関する技術的基準
第14条第1項第1号	盛土・切土*をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定
第	により 擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の
	地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖
	の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認めら
	れるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか
	※ 政令3条4号・5号の場合を除く
第14条第1項第2号イ	崖面崩壊防止施設は、第14条第1項第1号の事象が生じた場合にお
	いても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっている
	<i>λ</i> ,
第14条第1項第2号口	崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・
the state of the state of the	沈下をしない構造となっているか
第14条第1項第2号ハ	崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造した。でいる。
	とができる構造となっているか
	表面について講ずる措置に関する技術的基準
第15条第1項	盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面*について、風化等の侵食から、保護されるとさ、 て張り、 英張り、 エルタルの吹仕は第の世界も謙
	ら保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講 じているか
	※ 擁壁または崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く
第 1 5 条 第 2 項	※ 強璧または崖面崩壊的工地設て復われた崖面を除て 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面**について、当該地表
31 1 0 1 31 2 1 3	面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・
	板柵工等の措置を講じているか
	※ 以下の場合を除く
	・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の
	地表面(政令7条2項1号)
	・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面
	・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面
	(政令18条)
■政令16条 排水施設の	
第16条第1項	盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂
	の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除する ことができるよう、排水施設を設置しているか
安108年1百年1日	
第16条第1項第1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか
第 1 6 条 第 1 項 第 2 号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、から、泥水な具の関係のよのトナス株界が港ばられているよのト
	れ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか
	※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水
	等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透さ
	せる機能を有するものとすることができる
第 1 6 条 第 1 項 第 3 号	排水施設は、その管渠の勾配および断面積が、排除すべき地表水・地
	下水を支障なく流下させることができるものとなっているか
第16条第1項第4号	専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の
	部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか
	・管渠の始まる箇所
	・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障 がない箇所を除く)
	・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃
	上適当な箇所
第 1 6 条 第 1 項 第 5 号	ます・マンホールに、蓋が設けられているか
第16条第1項第6号	ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか
第16条第2項	盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地
ੵਸ਼।∪⊼ਸ਼ਁਁਁ 	監工をする場合において、監工をする前の地盤面から監工の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することがで
	きるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか
第 1 6 条 第 2 項 第 1 号	当該地盤面に設置する排水施設は、第16条第1項第1号~第3号
	(第16条第1項第2号の※を除く)のいずれにも該当するものとなっ
	ているか

5. 調整池

放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときには、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他適当な施設を設けることを妨げない。

(令第26条第2号)

放流先の改修等ができないような場合には、原則として調整池を設けるものとします。調整池を開発者が管理する場合は、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」により、管理協定を締結するものとします。

また、開発区域が1haを超えるものの調整池で、暫定的な期間にわたるものとする場合は、河川管理者、水路管理者と、「防災調節池等技術基準(案)」、「増補 流域貯留施設等技術指針(案)」および「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」に基づき、調整池の方式、計画基準、構造基準、施工基準等について協議のうえ、設計してください。

なお、調整池の洪水調節方式は、原則として人工操作によらない自然放流方式とします。

参考基準として以下に例示します。

(1) 計画基準

①流出量の算出は次式(合理式)による。

 $Q p = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Qp: 洪水ピーク流量 (m³/sec)

f:流出係数

r:洪水到達時間內平均降雨強度 (mm/hr)

A:流域面積(ha)

②流出係数は、開発前の状態(調整池の計画地点、流域の地被の状況、流域面積の大きさ等)により適切な値をとるものとし、開発後の状況については、下記の値を標準とする。

(開発区域外)

流域の状況	標準的な流出係数
急峻な土地	0.80
三紀層山丘	0.70~0.80
<u>山地</u>	0.70
起伏のある土地および樹林	$0.60 \sim 0.70$
<u>畑原野</u>	0.60
平坦な耕地	$0.50 \sim 0.60$
水田	0.70
一般市街地	0.80

(開発区域内)

土地利用計画およびその地域の建ペい率等に基づいて、開発後の不浸透面積率を算定し、下記の値を標準とする。

流域の状況	標準的な流出係数
不浸透面積率がほぼ40%以下の流域	0.8
不浸透面積率がほぼ40%以上の流域	0.9

③洪水到達時間

合理式に用いる洪水到達時間は、等速流速法および土研式等により算出し、 妥当な値を採用する。

④計画対象降雨

河川管理者が指定する降雨強度~継続時間曲線(以下「確率降雨強度曲線」 という。)によって求めるものとする。

⑤洪水調節容量の算定方法

洪水調節容量は、開発後の洪水のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで に調節できるものであることを基本とし、次の条件を満足しなければならない。

- ・洪水の規模が年超過確率で1/5洪水までは、開発中および開発後のピーク流量を放流先水路の流下能力に相当する比流量まで調節すること。
- ・洪水の規模が年超過確率で1/30洪水までは、開発中および開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節すること。

 $V = (r i - r c / 2) \cdot t i \cdot f \cdot A \cdot 1/6$

V:必要調整容量 (m³) f:開発後の流出係数

A:調整池の流域面積(ha)

r c : 調整池下流の流下能力に対応する降雨強度 (mm/hr)

r i : 降雨強度曲線上の任意の継続時間 t i に対応する

降雨強度 (mm/hr)

t i : 任意の継続時間(分)

⑥計画堆砂量

設計堆砂量は、土地の造成完了後と造成中にわけて計画するものとする。 土地造成中については、調整池の設計堆砂量は150㎡/ha/年を標準とし、 堆砂年数は造成の施工年ならびに維持管理の方法により決定するものとする。 土地造成完了後については、1.5㎡/ha/年を標準とする。

(2) 構造基準

①調整池の形式

調整池の下流の状況、調整池設置地点の地質および開発区域の土地の利用計画等を考慮し、最適な形式を選定する。

②調整池の堤体および基礎地盤

「防災調節池等技術基準(案)」および「増補 流域貯留施設等技術指針(案)」等に準拠するものとする。

③余水吐

原則として、自由越流式余水吐を設けるものとする。

余水吐は、100年確率降雨強度により算出された流量の1.2倍以上の流量を 放流できるものでなければならない。

④非越流部の天端高

前記に規定した流量を流下させるのに必要な水位に0.6mを加えた高さ以上としなければならない。ただし、調整池の形式等により、その必要がないと認められる場合は、この規定によらなくてもよい。

⑤余水吐の機能、構成等

余水吐の機能、構成は、次に定めるところによるものとする。

- ・流入部は平面的に流れが一様で、かつ、流水に乱れが生じないようにする。 また、塵芥によって閉塞しないような構造とし、土砂の流入、あるいは洗 掘を防止するために水路流入部周辺を保護するものとする。
- ・越流は自由越流式とし、ゲートその他放流を人為的に調節する装置を設けてはならない。
- ・導入部は、原則として幅が2m以上の長方形断面開水路とし、流れが乱れないよう線形は直線とし、水路幅あるいは水路縦断勾配の急変は避ける構造とすること。
- ・ 余水吐末端の下流水路との接続部には、減勢工を設けて、余水吐から放流 される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。
- ・余水吐は、原則として良質な地山地盤に設置するものとし、さらに不等沈下や浸透流が生じないよう施工上十分注意しなければならない。

⑥放流施設

放流施設は、放流管設計流量を安全に処理できるものとする。

- ・導入部は、土砂が直接流入しない配置、構造とし、流木塵芥によって閉塞 しないよう配慮しなければならない。
- ・放流施設には、ゲート、バルブなどの水位、流量を人為的に調節する装置 を設けてはならない。
- ・放流管は、放流管設計流量に対して、のみ口部を除き自由水面を有する流 れとなる構造とする。
- ・放流管は、地山、地盤に切り込んで設置することを原則とし、外圧や不等 沈下に対して充分に耐え管内からの漏水および浸透流の発生を防止できる 構造とし、施工上においても充分処理しなければならない。

(3) 施工および管理基準

「防災調節池等技術基準(案)」および「増補 流域貯留施設等技術指針(案)」等に準拠するものとする。

9. 樹木の保存・表土の保全等

1 ha以上の開発行為にあっては、開発区域およびその周辺の地域における環境を保全するために次に掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置が講ぜられるよう設計してください。 (法第33条第1項第9号)

- ・開発行為の目的
- ・開発区域の規模、形状および周辺の状況
- ・開発区域内の土地の地形および地盤の性質
- ・予定建築物等の用途
- ・予定建築物等の敷地の規模および配置

この基準は、その他の基準と異なり自然環境の保護を図ることによって、良好な都市環境を確保しようとするものであるが、開発行為を行う前の開発区域の状況により環境保全の態様は大きく支配されるので、必ずしもあらゆる開発行為において同一水準の樹木の保存または表土の保全を担保しようというものではありません。

1. 樹木の保存

保存の対象となる樹木については、その存する土地を公園または緑地として配置する等により保存の措置を講ずるものとします。 (令第28条の2第1号)

- (1) 保存の対象となる樹木(以下「保存対象樹木」という。)
 - ①高さが10m以上の健全な樹木
 - ②高さが5m以上で、その面積が300㎡以上の規模の健全な樹木の集団 (規則第23条の2)

ここで、「健全な樹木」とは次により判断します。

ア. 枯れていないこと。

イ.病気(松喰虫、落葉病等)がないこと。

ウ. 主要な枝が折れていないこと等樹容が優れていること。

また、「樹木の集団」とは、一団の樹林地でおおむね10㎡当たり1本以上の割合で存する場合を目途とします。

(参考)樹木の分類

分 類	樹高	樹木の種類
大高木	約20m	イチョウ、マツ、スギ、ケヤキ、クスノキ、カシ
高 木	約10m	ヤナギ、月桂樹、モチノキ
亜高木	約 5 m	モクレン、ツバキ、サザンカ、タマツゲ、カイヅカイブキ

(参考) 施業森林における基準立木本数 (単位:本/10㎡)

樹種 樹齢	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
15年	2.0 ~3.0	$2.7 \sim 4.0$	$3.2 \sim 4.8$	$1.8 \sim 2.7$
30年	$1.0 \sim 1.5$	$0.9 \sim 1.5$	$0.9 \sim 1.4$	$0.8 \sim 1.4$
50年	$0.65 \sim 1.05$	0.6 ~1.0	$0.4 \sim 0.75$	$0.5 \sim 0.9$

(2) 配 置

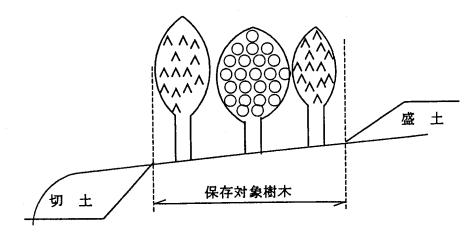
配置については、必ずしも健全な樹木またはその集団をすべて公園、緑地とするのではなく、公園、緑地の配置設計において樹木の位置を考慮することが必要です。

また、公園、緑地として配置すること以外に、隣棟間空地、側道、プレイロット、コモンガーデン、緩衝帯、法面等として活用できます。

(3) 保存の方法

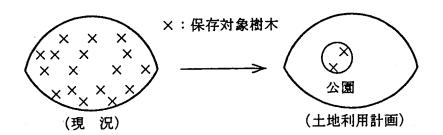
保存の措置とは、保存対象樹木またはその集団をそのまま保存しておくことであり、地区内での移植または植樹をさしているのではありません。

保存対象樹木またはその集団の存する土地は少なくとも枝張りの垂直投影面下については、切土または盛土を行わないことが必要です(下図参照)。



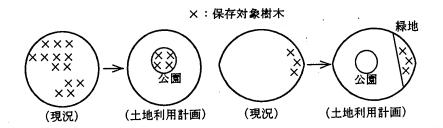
ただし、次のような場合は保存の措置を講じないことができるものとします。 ①開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存在する場合

公園、緑地等として土地利用計画上定められている土地の部分の樹木は保存の対象となるが、それ以外の対象樹木は保存の措置を講じなくてもよい(次図参照)。



②開発区域の全域ではないが、公園、緑地等の計画面積以上に保存対象樹木が ある場合

原則的に樹木の濃い土地の部分を公園、緑地として活用し、保存措置を講じ、それ以外の樹木は保存の措置を講じなくてもよい(次図参照)。



③南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木がある場合

南下り斜面は、一般に宅地としての利用が最も望ましい部分であり、公園等として活用できる土地が他にある場合は、樹木の保存措置を講ずる公園等として活用しなくてもよい。

④その他土地利用計画上やむを得ないと認められる場合

2. 表土の保全等

高さが1 mを超える切土または盛土が行われ、かつ、その切土または盛土をする土地の面積が1, 0 0 0 m 以上である場合には、当該切土または盛土を行う部分(道路の路面の部分その他植栽の必要がないことが明らかな部分および植物の生育が確保される部分を除く。)についての表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講ずるものとします。 (令第28条の2第2号)

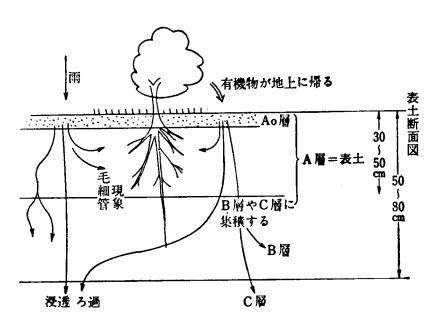
※面積1,000m²のとり方

開発区域内で1m以上の切土または盛土を行う部分の面積の合計を用い、必ずしも一団となっている必要はない。

(1) 表 土

「表土」とは、通常、植物の生育にかけがえのない有機物質を含む表層土壌のことをいう。表土の厚さについては、地域により差異があり、また、同一地域でも山林部と平野部では異なるようです。

したがって、表土の保全に関してA層のみを確保することは困難な場合があり、むしろ、B層にも植栽上有効な成分があることから、A層を中心としB層を含めた土壌を対象とします(下図参照)。



Ao層 (有機物層) : 地表に堆積した有機物の層で、土壌の有機質の母 材となるものである。

A 層(溶 脱 層):下層のB層にくらべて風化の程度が進んでおり、 組織は膨軟であって有機質に富み、暗色ないし黒色 を呈する。多くの土壌で下層土との境がはっきりし ている。植物の根は主にこの部分から養分、水分を 吸収し下層土には殆んど入ってゆかない。水の通過 量が多いため土壌の可溶性、無機成分、有機成分、 粘土等が溶脱される層である。

B 層(集 積 層):A層の下につづき、A層から溶脱された可溶性成 分、粘土等が集積する部分である。

C 層 (母 材 料) :岩石が風化していない最下層の部分である。

(2) 表土の保全を行う部分

表土の保全を行う部分は、高さが1m以上の切土または盛土を行う部分で、 植栽の可能性のある公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯等を対 象とし、植栽の可能性のない道路の舗装部分、建築物の建築予定地、駐車場等 は除きます。

(3) 表土の復元方法

表土の復元方法には次の方法があります。

①表土の復元

開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了した段階で必要な部分に復元する。

この場合の厚さは20~40cm程度とする。

②客 十

開発区域外の土地から表土を採掘し、その表土で開発区域の必要な部分を覆う。

③土壌の改良

土壌改良剤と肥料を与え、耕起して改良する。

土壌改良剤には、有機質系(泥炭、パルプ、塵芥、糞尿等の加工物)、無機 質系(特殊鉱物の加工物)および合成高分子系(ウレタン等の加工物)があり、 地中停滞水土壌、酸素不足土壌、固結土壌等の改良に用いる。

また、肥料には、石灰質、ケイ酸質、苦土、無機質、リン酸質等がある。

④その他の措置

表土の復元または客土の措置を講じてもなお植物の生育を確保することが困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような措置をあわせて講ずる。

- ・リッパーによる引掻き……土壌を膨軟にする。
- ・発破使用によるフカシ……土壌を膨軟にする。
- ・粘土均し…………保水性の悪い土壌の改良

(4) 表土の採取対象から除外される部分

傾斜度20度以上の急斜面等、工法上困難な場合は、採取対象から除くことができます。

10. 緩衝帯の設置

1 ha以上の開発行為にあっては、開発区域およびその周辺の地域における環境を保全するため、次に掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されているものとします。

(法第33条第1項第10号)

- ・開発行為の目的
- ・開発区域の規模、形状および周辺の状況
- ・開発区域内の土地の地形および地盤の性質
- ・予定建築物等の用途
- ・予定建築物等の敷地の規模および配置

この基準は、緩衝帯の設置により、騒音、振動等の環境障害をすべて防止しようという趣旨のものではなく、予定建築物等の騒音源、振動源等が開発行為の申請時点では必ずしも具体的に把握することはできないという開発許可制度の規制方法からして、具体的な騒音、振動等の環境障害に関しては、公害規制法に期待しようというものです。

1. 適用の範囲

緩衝帯の設置を必要とするものは、騒音、振動等による環境の悪化をもたらす おそれがある予定建築物等の建築または建設の用に供する目的で行う開発行為で、 開発区域の規模が1ha以上とします。

「騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等」とは、 工場および第1種特定工作物とします。

2. 緩衝帯の幅員

緩衝帯の幅員は、次表のとおりとします。 (規則第23条の3)

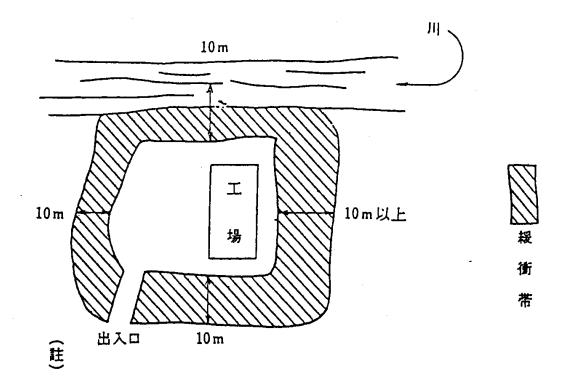
開発区域の面積	緩衝帯の幅員			
1.0ha 以上 1.5ha 未満	4.0 m以上			
1.5 " 5.0 "	5.0 "			
5.0 " 15.0 "	10.0 "			
15.0 " 25.0 "	15.0 "			
25.0 "	20.0 "			

3. 緩衝帯の配置

緩衝帯は、開発区域の境界に沿ってその内側に配置するものとします。ただし、 開発区域の周辺に公園、緑地、河川、その他緩衝効果のあるものが存在する場合 は、その幅員の2分の1を緩衝帯の幅員に算入することができます。

※その他緩衝効果のあるもの……池、沼、海、植樹された街路、法面で、 将来にわたってその存続が担保されたもの

緩衝帯の設置例 (開発区域面積 10 ha)



4. 緩衝帯の構造

緩衝帯は公共用地ではなく、工場等の敷地の一部となるので、次のような方法 等により、その区域を明らかにしておく。

- ・緩衝帯の境界に縁石または境界柵を設置する。
- ・緩衝帯を嵩上げ(30cm程度)する。

第3節 第2種特定工作物の開発許可の基準

ゴルフコースおよび運動レジャー施設、墓園等の第2種特定工作物の建設を目的とする開発行為については、次の基準により行うものとします。

1. ゴルフコース

- 1. 開発区域の位置等
 - (1) 開発区域には、次に示す土地を原則として含まないものとします。
 - ①農用地区域(予定区域を含む。)
 - ②自然公園区域
 - ③史跡、名勝、天然記念物の指定地区および文化財保護上保存すべき地域
 - ④災害防止のため保全すべき土地
 - ⑤動物保護区域等で保護すべき土地
 - ⑥その他知事が必要と認める土地
 - (2) 環境の保全、災害防止、交通安全、農林漁業への影響を考慮するものとします。
 - (3) 自然環境の破壊を最小限にとどめるとともに、植生の回復等を積極的に行うものとします。

2. 設計基準

(1) 道 路

開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m以上の道路に接続するものとします。

ただし、周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合は、車両の 通行に支障がない道路(道路法上の道路)に接続していればよいものとします。

- (2) 十工事
 - ①切土量、盛土量および樹木の伐採を最小限にとどめるよう計画するとともに、 自然の景観に留意してください。
 - ②切土または盛土法面で、高さが5 mを超える場合は、高さ5 mごとに小段を設けるものとします。

なお、小段は幅1m以上とし、適当な勾配をもつ排水溝を設けるものとします。

- (3) 排水施設
 - ①区域内の排水施設は、開発区域の規模、形状および土地の地形を考慮して、 汚水および雨水が有効に排出できるものでなければなりません。
 - ②汚水は、区域外に放流しないことを原則とします。 ただし、やむを得ず放流する場合は、放流先に悪影響を与えないよう必要な 措置を講ずるものとします。
 - ③開発区域内の排水を区域外に放流する場合で、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池等の施設を設けるものとします。
- (4) 樹木の保存および表土の保全
 - ①樹木の伐採は必要最小限度とし、残地森林および造成森林合わせて40パーセント以上を確保することを原則とします。
 - ②開発区域の周辺部およびコース間には、約20m以上の森林帯を確保するものとします。
 - ③切土または盛土によって植物の生育が確保されない場合は、表土の復元等の措置を講ずるものとします。

3. その他

この基準に定めない事項については、第2章第2節の基準を準用するものとする。

2. 運動レジャー施設

これに該当するものは、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、観光植物園、サーキット、打席が建築物でないゴルフの練習場等で、その規模が1ha以上のものである。

それぞれの施設の種別、位置および規模に応じて、前記ゴルフコースの技術基準 および第2章第2節の基準を準用するものとする。

3. 墓 園

1. 計画方針

墓園は、静寂な環境にその位置を選定するものとし、墓地の諸施設は、周囲に 及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画するものとします。

2. 設計基準

- (1) 1 墓所の面積は 4 m 以上を標準とします。
- (2) 墓域内の通路の幅員は、2mを標準とします。 ただし、墓所の配列が片側1列の場合は1m以上とします。
- (3) 必要に応じて宗派別埋葬を考慮してください。
- (4) 主要園路の幅員は6m以上とし、必要な個所には自動車の回転し得る広場を 設けるものとします。
- (5) 支線園路は、幅員3m以上とします。
- (6) 葬祭場、その他の施設を墓園内に設ける場合は、墓域を通過することなる入口から直行できる園路を設けるものとします。
- (7) 樹木の伐採や土地の形質の変更は必要最小限とし、既存の風致は極力保存するものとします。
- (8) 広場、休憩地等には、花壇、あずまや等の修景施設を適宜配置してください。
- (9) 墓園の施設として事務所、休憩所、葬祭場、給水施設、駐車場を必要に応じて設けるものとし、事務所、葬祭場は主要入口付近に設けるものとします。

3. その他

この基準に定めのない事項に関しては、第2章第2節の基準を準用するものとします。

第3章 開発許可に伴う参考資料

第1節 開発許可申請書等関係様式

- 1 開発行為許可申請書
- 2 開発行為許可通知書
- 3 資金計画書
- 4 申請者の資力および信用に関する申告書
- 5 工事施行者の能力に関する申告書
- 6 設計者の資格に関する申告書
- 7 設計説明書および公共施設管理者等に関する書類
- 8 公共施設管理者の同意書
- 9 土地所有者等関係権利者の同意書
- 10 開発区域地積調書
- 11 開発行為の変更許可申請書
- 12 開発行為の変更許可通知書
- 13 開発行為変更届出書
- 14 工事着手届出書 ※
- 15 工事完了届出書
- 16 開発行為に関する工事の廃止の届出書
- 17 地位承継承認申請書
- 18 開発登録簿写しの交付申請書 ※
- 19 建築制限解除承認申請書
- 20 建築等許可申請書
- 21 建築物の新築、改築若しくは用途の変更または第1種特定工作物の新設許可申請書
- 22 建築物の新築、改築若しくは用途の変更または第1種特定工作物の新設許可通知書
- 23 開発登録簿閲覧申請書 ※
- 24 宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
- 25 宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書
 - (注)※付きの書類の提出は、電子申請システムを利用してすることもできます。

1 開発行為許可申請書(都市計画区域および準都市計画区域)

規則様式第2(第16条関係)

			開	発	行	為	許	可	申	請	書			
都市計画法第29条第1項の規定により 申請します。								発行為		可を 目		収納証	E明書	類貼付欄
福	井県知	和事			様	申言			Î	】 - 納付シン	ステノ	上 一	辞に記力	<u> </u>
							1	電話	5					
	1.	開発区域	に含む	まれる	地域の)名称								
開	2.	開発区域	の面積	漬								平方	メート	・ル
発	3.	予定建築	物等の	の用途										
行	4.	工事施行	者住原	听氏名										
為	5.	工事着手	予定學	年月日					年	月	F	3		
	6.	工事完了	予定學	年月日					年	月	E	3		
の概	7.	自己の居 自己の業 その他の	務の) もの(用に供 の別	するも	の、								
	8.	法第34条 する理由	の該	当号お	よび診	该当								
要	9.	その他必	要な	事項										
*	許可の	の条件					_1							
	※許可	可番号		※ 市	町村受	付	*	土木	事務所	受付		※ 県	. 受	付
第		号												
*	於許可	年月日												
	年	月日												

- 備考 1. ※印のある欄は記載しないこと。
 - 2. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域 内において行われる宅地造成または特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法 第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3. 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 4. 「法第34条の該当号および該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - <u>5.</u> 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による 許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開発行為許可申請書(都市計画区域および準都市計画区域以外)規則様式第2の2(第16条関係)

			開	発	行	為	許	可	申	請	書	
都市計画法第29条第2項の規定により 申請します。								発行為				収納証明書類貼付欄
福井県知事					様	申言		住所	ŕ		ステム	→ 利用時に記入)
								氏 電 記				
開	1.	開発区域	に含む	まれる	地域の)名称			•			
発	2.	開発区域	の面積	漬								平方メートル
	3.	予定建築	物等	の用途								
行	4.	工事施行	者住庭									
為	5.	工事着手	予定學	年月日					年	月	F	1
の	6.	工事完了							年	月	F	1
概	7.	自己の居 自己の業 その他の	務の	用に供								
要	8.	その他必	要な	事項								
*	許可の)条件					1					
	※許可	可番号		※ 市	町村受	付	*	土木	事務所	受付		※ 県受付
第		号										
×	《許可	年月日										
	年	月 日										

- 備考 1. ※印のある欄は記載しないこと。
 - 2. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成または特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3. 宅地造成及び特定盛士等規制法第26条第1項の特定盛士等規制区域内において行われる特定盛士等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 4. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による 許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

2 開発行為許可通知書(法第29条第1項、同第2項)

			開	発	行	為	許	可	通	知	書			
		計画法第 2 し、下記の				見定に、	よる開	※許	あの許す 可 番 可年月	号		で通知し 年		号
					様		福	井県知	事				印	
許	可のア	内容												
	1.	開発区域	戊に含き	まれる	地域の)名称								
	2.	開発区域	はの面積	漬								7	☑方メー	ートル
開	3.	予定建築	英物等(の用途										
発	4.	工事施行	f者住)											
行為	5.	工事着手	手予定學	年月日					年	月	日			
が の	6.	工事完了	予定學	年月日					年	月	日			
概	7.	自己の居 自己の業 その他の	美務の)	用に供										
要	8.	法第34第 する理由		当号お	よび診									
	9.	その他必	公要なる	事項										
*	針.可 <i>心</i>	7.冬件					-							
**	₽¥ ⊦J (の条件												

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県開発審査会に対して審査請求をすることができます。なお、その理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する 者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、 上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決 があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可条件(例)

- 1) 開発区域から排水される汚水は、下流域へ与える影響が大きいため、周辺の放流先の管理者 (土地改良区等)と十分協議、調整の上、工事に着手すること。
- 2) 必要な公共施設管理者の許可等を受けてから、工事に着手すること。
- 3) 工事施工にあたっては、「盛土等防災マニュアル」を遵守すること。
- 4)造成地の表土については、必要に応じて砂塵防止の措置を講ずること。
- 5) 宅地造成および建築物等の工事施工に伴い、道路および水路等の公共施設に破損汚損が生じた場合は、すみやかに補修または改善すること。
- 6) 開発行為の内容(用途も含む)を変更しようとするときは、必ず変更の手続きを行うこと。
- 7) 開発行為に着手したときは、開発行為着手届を提出すること。
- 8) 工事が完了した時は、工事完了届、土地利用計画図および確定測量図 (面積計算書を含む) を提出すること。
- 9) 工事完了検査は、申請者および工事施行者の両者立会のもとで行うものとする。
- 10) 工事完了検査後、工事完了公告(福井県報)までは、建築物を建築してはならない。
- 11) 工事完了公告後、当該開発区域に予定建築物以外のものを建築してはならない。
- 12) 開発行為許可通知書に、工事施行者が記載されていない場合は、未定の場合であるので、決定次第、必ず工事施行者の能力に関する申告書および書類を提出し、変更許可を受けること。 (自己居住用または1ha未満の自己業務用の場合は、変更届出)
- 13) 開発区域の面積が1ha以上の場合は、着手届と同時に工事工程表を提出すること。
- 14) 当該開発行為により設置された公共施設の用に供する土地は、原則として市町村等に帰属することとし、工事完了公告後、ただちに帰属(登記)の手続きを行うこと。
- 15) 開発行為に関する工事に着工した後、万が一工事を廃止する場合は、周辺の地域に対して溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したり環境を害したりすることのないよう、 必要な事後処理を行うこと。
- 16) 調整池を開発者が管理する場合は、工事完了検査までに「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル(平成12年7月)」に準拠し管理協定を締結すること。調整池に変更を加えようとするときは、あらかじめ放流先水路管理者等と協議し、調整池の機能を保全すること。
- 17) 開発行為の工事において盛土をする場合は、おおむね30 cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。また、その実施状況について、必要に応じて中間検査を受けたり、完了検査時において書面で示すこと。

※盛土規制法のみなし許可となる場合に記載

18) 盛土規制法のみなし許可となることから、福井県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則および『宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引』に基づいて所定の手続きをとるとともに、盛土規制法に基づく許可において付される許可の条件に則した対応を行うこと。

3 資金計画書

規則様式第3(第16条関係)

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

	科目	金額
	処分収入	
収	宅地処分収入	
	000	
	補助負担金	
	000	
入	000	
	計	
	用地費	
支	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	000	
	附帯工事費	
出	事務費	
	借入金利息	
	000	
	計	

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科	年 度	年度	年度	年度	年度	計
	事業費					
	用地費					
支	工事費					
	附带工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	000					
出	借入金償還金					
	000					
	計					
	自己資金					
収	借入金					
4X	000					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	000					
	補助負担金					
入	000					
	000					
	計					
借	入金の借入先					

4 申請者の資力および信用に関する申告書

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第1号

5 工事施行者の能力に関する申告書

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第2号

6 設計者の資格に関する申告書

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第5号

7 設計説明書および公共施設管理者等に関する書類

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第3号(その1~その3)、様式第3号の2

8 公共施設管理者の同意書

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第5号の2

9 土地所有者等関係権利者の同意書

都市計画法施行細則(福井県規則)様式第4号

10 開発区域地積調書

開発区域地積調書

大字 字 地番 地番 所有者 全部・一部の別 は所ち名 日本の別	考
	考
地積 住所 氏名 部の別 ****	
(24) 4 与4.1.产业或据1.4.7	

- (注) 1 記入は字地番順とする。
 - 2 備考欄には、抵当権等の有無を記入してください。

11 開発行為の変更許可申請書

細則様式第5号の3

	開発行	<u> </u>	更	許可問	申請書				
都市計画法第35条の許可を申請し		の規定に	より、 年			収納	証明	書類貼付	欄
福井県知事	<i>†</i>	様 申	請者		数料納付シス	ステム利月	 用時に	記入)	
				氏 電 話					
変更事項	į	変	更	前		変	更	後	
変更の理由									
開発許可の許可番号		年	月	日	第			号	
許可を受けた開発区域 に含まれる地域の名称									,
その他必要な事項									
※変更許可の条件									
※ 許可番号	※市町村	受付	*	土木事務	所受付	*	(県	受 付	
第 号									
年 月 日									

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

12 開発行為の変更許可通知書

	開	発	行	為	変	更	許	可	通	知	書		
都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更を許可したので通知 します。 ただし、下記の条件をつけます。													
							許 可 許可年			4	丰	月	号 日
				柞	兼								
						袺	国井県	知事				印	
変更	事	項			変	更	前				. 更	後	
変更の理由													
開発許可の許	可番	:号			年	月	E	1	第			号	
許可を受けた関 に含まれる地域													
その他必要な	事項	Ī											
			'										
※変更許可の	条件	:											

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県開発審査会に対して審査請求をすることができます。なお、その理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する 者は福井県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、 上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決 があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

13 開発行為変更届出書

細則様式第5号の4

開発	行	為	変	更	届	出	書			
								年	月	日
短头目加束	12	*						,	,,	•
福井県知事	村	汞								
		届	出者	住氏						
						ては、	その	主た	る事務点 者の氏名	折]
					在地、 話	名称才	さよひ	代表	者の氏名	ł J
都市計画法第35条の2第 とおり届け出ます。	3項の	規定に	こ基づ	き、閉	開発行 為	為の変	更に	ついて	、次の	
変更事項		変	更	前			変	更	後	
変更の理由										
		-			Entra				н	
開発許可の許可の番号		牛	月	日	第				号	
카피카亞)나침 태 V 디 너										
許可を受けた開発区域 に含まれる地域の名称										
♥ ☆	 1.	· 十 丰 〈	Ø 言C ≤≤	E. /_L 149		• ⁄	ΙĦ	亚 4		
※ 市町村受付欄	<u>* 1</u>	:木事	穷 川	と行動		*	県	受(寸 欄	

備考 ※印欄は、記載しないこと。

14 工事着手届出書

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

福井県知事

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その主たる事務所) の所在地、名称および代表者の氏名)

下記のとおり工事に着手しましたので届け出ます。

開発許可を受けた者の 氏名								
許可年月日および番号		年	月	日	第	_	_	号
工事施行者の住所氏名								
施行区域に含まれる 地域の名称								
工事施行面積								
工 事 期 間	自至		年年	月 月	日日			
備考								

(注) 開発区域の面積が1ha以上の場合は、工事工程表を添付してください。

15 工事完了届出書

規則様式第4(第29条関係)

工事完了届出書

年 月 日

福井県知事

様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名)

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日第 - 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日

年 月 日

2 工事を完了した開発区域または 工区に含まれる地域の名称

*	検査年月日		年	月	日	
*	検査結果					
*	検査済証番号		年	月	日第	号
*	工事完了公告年月日		年	月	日	

※印の欄は記入しないこと。

16 開発行為に関する工事の廃止の届出書

規則様式第8(第32条関係)

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

福井県知事

様

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 月 日第 - 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日

年 月 日

- 2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積

添付書類…… 1 理由書

- 2 廃止時の当土地の状況説明書
- 3 廃止に伴う措置説明書

17 地位承継承認申請書(法第45条関係) 都市計画法施行細則(福井県規則)様式第9号

- 18 開発登録簿写し交付申請書 都市計画法施行細則(福井県規則)様式第11号
- 19 建築制限解除承認申請書(法第37条関係) 都市計画法施行細則(福井県規則)様式第6号の2
- 20 **建築等許可申請書**(法第42条関係) 都市計画法施行細則(福井県規則)様式第7号

2 1 建築物の新築、改築若しくは用途の変更または第 1 種特定工作物の新設許可申請書

規則様式第9(第34条関係)

7-1 1-1	·) - / \) B\\		
建築物の新築、改築若	しくは用途の変更まれ	とは第1種特定工作物は	の新設許可甲請書
都市計画法第43条第1章		性 築 物 5.1 種特定工作物	収納証明書類貼付欄
新 改 築 の 用途の変更 新 設	許可を申請します。	【申込番号】 (手数料納付シスラ	
福井県知事	様	年	月 日
	申請者	住 所	
	中 明 但	氏 名	
		電話	
建築物を建築しようと 1 変更をしようとする建 又は第一種特定工作物 る土地の所在、地番、	築物の存する土地 を新設しようとす		
建築しようとする建築: 2 の建築物又は新設しよ 定工作物の用途			
3 改築又は用途の変更を は、既存の建築物の用			
建築しようとする建築 の建築物又は新設しよ 4 定工作物が法第34条第 まで又は令第36条第1 までのいずれの建築物 作物に該当するかの記	うとする第一種特 1号から第10号 項第3号ロからホ 又は第一種特定工		
5 その他必要な事項			
※許可の条件			
※許 可 番 号	※ 市町村受付	※ 土木事務所受付	※ 県 受 付
第 号			
※許 可 年 月 日			
年 月 日			

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

^{2 「}その他必要な事項」の欄には、建築物の建築、改築、若しくは用途の変更又は第一種特定 工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続 きの状況を記載すること。

22 建築物の新築、改築若しくは用途の変更または第1種特定工作物の新設許可通知書

建築物の新築、改築若しくは用途の変更る	または第1種特定工作物の新設許可通知書
都市計画法第43条第1項の規定による 第 の許可をしたので通知します。ただし、下記	 事 1種特定工作物 記の条件をつけます。 無 5 無 5 無 6 無 7 無 8 無 9
	※許可年月日 年 月 日
様	
福	届井県知事 印
建築物を建築しようとする土地、用途の 1 変更をしようとする建築物の存する土地 又は第一種特定工作物を新設しようとす る土地の所在、地番、地目及び面積	
建築しようとする建築物、用途の変更後 2 の建築物又は新設しようとする第一種特 定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合 は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特4 定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※許可の条件	

- (教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県開発審査会に対し審査請求をすることができます。なお、その理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日起算して6か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を するすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な 理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過後であっても審査請求をするこ とや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

23 開発登録簿閲覧申請書

福	井県	盟	癷.	容	緑簿	閉	覧規	即	別記様式	+

怕开界用光包 	元 只り	\J.1 ¤	し 休エ	۷									
	開	発	登	録	簿	閲	覧	申	請	書			
											年	月	日
福井県知事				様									
						住職氏	業						
下記により福井県	開系	芒登 針	录簿	の閲		:申言 記	青しる	ます。	0				
開発許可番号													
開発許可を受け た者の 住 所 氏 名													
開発区域に含ま れる地域の名称													
閲覧理由													
備考													

24 宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

様式第十三(盛土規制法施行規則第46条、第76条関係)

宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

福井県知事

様

工事主 住所 氏名

1	<u></u> 許 可 番 号			 第		号		
2	許 可 年 月 日			年	月	月		
3	工事をしている土地 の所在地および地番							
4	工事施行者住所氏名							
5	今回中間検査の対	検	査 実 施 回		第	口		
	象となる特定工程	特	定工程					
	に係る工事		定工程に係る 事終了年月日		年	月	日	
		検	査 実 施 回	第	口	第	口	
6	今回申請以前の	特	定 工 程					
0	中間検査受検履歴	中中	間検査合格証					
	中间恢宜文使履歷		番 号	第	号	第	号	
			交付年月日	年	月 日	年	月日	3
		検	査 実 施 回	第	口	第	口	
7	今回申請以降 の	特	定 工 程					
	中間検査受検予定		定工程に係る 事 終 了 予 定 月 日	年	月 日	年	月日	3
8	備考	•	<u>-</u>	·	·	·		

〔注意〕

- 1 工事主または4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者 の氏名を記入してください。
- 2 6および7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

25 宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書

様式第14号(盛土規制法施行細則第19条、第33条関係)

年 月 日

福井県知事

様

工事主 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

宅地造成または特定盛士等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所および氏名	1											
2	工事が施行される土地の 所在地												
3	工事の許可年月日	l				年	月	F]				
4	工事の許可番号	1											
5	報告年月日	第1 年	1回目 月	日	第2 年	2回 E 月	日	第: 年	3回目 月	日	第年	4回目 月	日
6	報告の時点における盛土				'	/ •]		/ •		,		
O	は切土の高さ			m			m			m			m
7	報告の時点における盛土			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2			\mathbf{m}^2
	または切土の面積			III			III			III			III
8	報告の時点における盛土	1		\mathbf{m}^3			\mathbf{m}^3			3			3
	または切土の土量			m°			m°			\mathbf{m}^3			m^3
9	報告の時点における擁壁												
	等に関する工事の施行状												
	況												
10	擁壁の床堀りを完了した												
	ときの状況												
11	鉄筋コンクリート擁壁の												
	基礎配筋を完了したとき												
	の状況												
12	地下に埋設する集水管、暗												
14	渠、管渠等の配置を完了し												
	た時の状況												

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土または切土をしている土地およびその付近の状況ならびに9欄から 12欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第2節 都市計画法施行細則

○ 都市計画法施行細則(昭和45年6月13日福井県規則第49号)

最終改正 令和7年5月20日

(趣 旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行については、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。)および都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(許可申請書の添付図書)

- 第2条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1~クタール以上のものを除く。)に係るもの(第3項に規定する許可に係るものを除く。)にあっては、第3号から第5号までに掲げる図書を除く。
 - (1) 開発区域の土地の登記事項証明書
 - (2) 開発区域の地籍図
 - (3) 資力および信用に関する申告書(様式第1号)
 - (4) 工事施行者の能力に関する申告書(様式第2号)
 - (5) 開発許可を申請する者が法人である場合にあっては登記事項証明書および事業経歴書、個人である場合にあっては事業経歴書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 2 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第3号とし、実測図に基づく公共施設の 新旧対照図を添付しなければならない。
- 3 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により 同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為または同法第34条第2項の規 定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為に係る許可(第14条 において「みなし許可」という。)の申請をする場合にあっては、前項に規定する書類に設計 説明書(盛土規制法関係)(様式第3号の2)を添付しなければならない。
- 4 省令第17条第1項第3号または第4号に規定する書類の様式は、様式第4号または様式第5号とする。
- <u>5</u> 法第32条第1項に規定する公共施設の管理者の同意は、開発行為の施行同意書(様式第5号の2)により行うものとする。

(開発許可に係る事項の変更)

- 第3条 法第35条の2第1項の許可の申請は、開発行為変更許可申請書(様式第5号の3)に、 開発許可に係る添付図書のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。
- 2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(様式第5号の4)に、開発を発言で係る添付図書のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

(既存の権利者の届出)

第4条 法第34条第13号の規定による既存の権利者の届出は、既存権利者届出書(様式第6号)により行うものとする。

第5条 削除

(工事の完了の公告)

第6条 省令第31条に規定する工事完了の公告は、福井県報に登載して行うものとする。

(建築制限の解除承認申請)

- 第7条 法第37条第1号の規定により建築制限の解除の承認を受けようとする者は、建築制限 解除承認申請書(様式第6号の2)に次に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければなら ない。
 - (1) 付近見取図(方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示したもの)
 - (2) 土地利用計画図 (開発行為に関する工事の進ちょく状況を明示したもの)
 - (3) 工事工程表 (開発許可に基づく造成および予定建築物の建築に係る工程を明示したもの)

(開発行為の廃止届出書の添付書類)

- 第8条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を 添付しなければならない。
 - (1) 廃止の理由を記載した書類
 - (2) 廃止時の当該土地の現況図 (平面図、断面図および写真で地形を明示したもの)
 - (3) 廃止に伴う措置を記載した書類

(開発許可を受けた土地における建築等の許可申請)

- 第9条 法第42条第1項ただし書の規定により開発許可を受けた土地における建築物の許可を 受けようとする者は、建築等許可申請書(様式第7号)に次に掲げる図書を添付して、知事に 提出しなければならない。
 - (1) 付近見取図(方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示したもの)
 - (2) 土地利用計画図(予定建築物等の敷地の形状ならびに敷地に係る予定建築物等の配置および用途を明示したもの)
 - (3) 予定建築物等の各階の平面図、立面図または構造図

第10条 削除

(許可に基づく地位の承継承認申請)

- 第11条 法第45条の規定により地位の承継の承認を受けようとする者(以下「地位承継承認申請者」という。)は、様式第9号による地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の地位承継承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1~クタール以上のものを除く。)に係るものにあっては、第2号から第4号までに掲げる図書を除く。
 - (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - (2) 資力および信用に関する申告書

- (3) 工事施行者の能力に関する申告書
- (4) 地位承継承認申請者が法人である場合にあっては登記事項証明書および事業経歴書、個人である場合にあっては事業経歴書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(開発登録簿の様式)

第12条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(調書)の様式は、様式第10号とする。

(開発登録簿の写しの交付)

第13条 法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者は、様式第1 1号による開発登録簿写しの交付申請書を知事に提出しなければならない。

(工事現場における開発許可の表示)

第14条 開発許可を受けた者は、法第36条第3項の公告があるまでの間は、当該工事現場の見やすい場所に、様式第11号の2 (みなし許可を受けた者にあっては様式第11号の3) により表示をしなければならない。

(身分証明書の様式)

第15条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第12号とする。

(申請書等の経由)

- **第16条** 法、省令およびこの規則の規定により知事に提出する申請書または届出書は、開発区域または建築物の敷地の所在地を管轄する土木事務所長を経由しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
 - (1) 既存権利者届出書
 - (2) 建築制限解除承認申請書
 - (3) 地位承継承認申請書
 - (4) 開発登録簿写しの交付申請書

(申請書等の提出部数)

- 第17条 申請書または届出書の提出部数は、正本1部および副本1部とする。ただし、次に掲げる申請書については、正本1部および副本3部とする。
 - (1) 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書
 - (2) 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特 定工作物の新設許可申請書
 - (3) 開発行為変更許可申請書
 - (4) 開発行為変更届出書
 - (5) 建築等許可申請書

附則

この規則は、令和7年6月30日から施行する。

美式算	第1号(第	52条、第	第11条	· 関係)						
		資	力は	さよび	信月	用に関	する	る申告書		
福	井県知事			様				年	月	日
1111	>1 >11 >14 -14			120		申請者(主所			
						(法人に の所名	氏 名 こあっ 主地、 話 話	ては、その主たる 名称および代表者	事務所の氏名)
	都市計画活				に規定 [、]	する開発行為	為を行	うために必要な資	力および	が信用
(i	去令による 宅地建物耶 去、建設業	文引業) (法等)				設立年	F 月日		年月]
	該工事に責任者の							電話		
	資本	文 金							千円	
資産に関	払込み	資本金							千円	
関する調	主たる耳	放引銀行								
書	年 税	法人税ま 所得税	i	法人事 また <i>l</i> 個人事	さ 業税	市町村民 または 都道府県!	: 民税	固定資産税		計
	(度) 額		円		円		円	円		円
役	職名	氏		名	年齢	在社年数		資格、免許、学	歴、その)他
員										
略										
歴										

スエリン	17 2 7	(2)	1 4 木、朱) I I /\ \	לאע ני										
				工事加	拖行者	音の創	と力に	関す	る申	告書	Ė				
							許	可申請	者氏名						
												年	月		日
福	井県知	事			様										
							申請	者 住							
							(i	氏 生人にな	名 あっては 也、名称	t、そ	の主	たる事	務所)	
							L		也、名称 話	「およ	び代	表者の)氏名	J	
	圳 丰弘	i ni √	去第33彡	久 竺 1 西名	穷19旦	.)ァ 田	マナィア			▽ ※ グラ・→	五) テ 目	月一フ	丁 東 海	÷, ⇔ ⊢	とナフ
			お能力につ						有り用言	光1 15	寸(〜月	削りる	工事で	と元月	X 9 る
							設立年月	月日				年	月	日	
建設によっ	役業法 トス						·····································					<u> </u>			
	録						で たる取引							114	
建設	2業法第	第26	条第1項	の主			C 20 HX 7	和公 1							
任担	支術者の	住	所および	氏名				注 1. £	 兑また	電話	注	人事業	祖士:	F1H	
職員	事務耶		技術職	労務職	計		年(度)	は所行	导税			人事業			_
数	,	人	人	人		人 紗	税額		円					Р	-
技	職名	<u></u>	氏		名	年齢	在社生	F数	資	格、多	免許、	学歴	、その	り他	
術															
者															
略															
, ru															
歴															

様式第3号(その1) (第2条関係)

					設		計	詋	ļ.	月	書				
施行	于 地垣	战名								施行均	也面積				
設言	十の力	テ金十													
土地	区	分	宅	地	農	地	Щ	林	その	の他	小	計	公共用地	本	計
地の現	面	積													
況	割	合													
土地	区	分	钅	랼	地		公共	施設用	地	د	その他用	地			計
利用	面	積													
計画	割	合													

公	区分	幅員	延長	面積	割合	管理者とな るべき者	土地の帰属	適用
共								
施								
設	道路施設							
の								
整								
備	사료 설년		<i>\$</i> -\$ <i>\$</i>					
計	公園、緑地 施設		箇所					
FI	給水施設							
画	排水施設							
	汚水施設							
	その他施設 用地							

備考 1 設計の方針欄は、土質の種別、事業の種別、事業の目的(宅地分譲、建売住宅付分譲、自家用)等を 記載すること。

² 街区および画地の位置番号および面積ならびに街区または画地内に予定される建築物の用途を明示した縮尺 $1/500\sim1/1,000$ の図面を添付すること。

様式第3号(その2) (第2条関係)

公共施設の管理者等に関する書類

新たに設置される公共施設

新たに設直され									1	
種類	番号	概幅員	延長	要 面積	管	理	者	用地の帰属	摘	要
	,,	寸法	严以	四個						
		- 1								
		m	m	m^2						

- 備考 1 公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、「摘要」欄にその旨を記載し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。
 - 2 「概要」欄には、広場、公園、緑地および消防の用に供する貯水施設については面積を、下水管渠については寸法および延長を記載すること。

様式第3号(その3) (第2条関係)

公共施設の管理者等に関する書類

法第40条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設

広第40末第15 	(· > /9u/C	14 /14	C 40 0	<i>"</i> , – (C	4017 W	נינו או		C DE BX	ı	
種類	番号	概幅員	延長	要面積	管	理	者	用地の帰属	摘	要
		寸法								
		m	m	m²						

備考 1 「概要」欄には、広場、公園、緑地および消防の用に供する貯水施設については面積を、下水管渠については寸法および延長を記載すること。

^{2 「}摘要」欄には、当該公共施設に代えて新たに設置される公共施設の番号を記載すること。



様式第3号の2 (第2条関係)

設 計 説 明 書(盛土規制法関係)

宅地造成および特定盛土等に関する工事の概要

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
1 エ	事主の住所および氏名									
(法	人役員の住所および氏名)	()
2 設	計者の住所および氏名									
3 エ	事施行者の住所および氏名									
4 土	地の所在地および地番									
(土)	地の代表地点の緯度経度)			(緯月	度:	度	分 私	少、		
				経月	度:	度	分 利	少)		
5 造	成等を行う土地の面積									m²
6 エ	事着手前の土地利用状況									
7 エ	事完了後の土地利用									
8 盛	土 の タ イ プ			平地盛	土・腹	付け盛っ	上・谷埋め	盛土		
9 土	地 の 地 形			Ž	渓流等/	への該当	有・無			
	(1) 盛土または切土の高さ									m
	盛土または切土をする									20°2
	(2) 土 地 の 面 積									m
	(3) 盛土または切土の土量	盛	土							m³
	(3) 盤工または明工の工事	切	土							m³
		番	号	構	造	高	3	延	長	
	(4) 擁 壁						m			m
	(任) 7维 坚									
		番	号	構	造	高	3	延	長	
	(5) 崖面崩壊防止施設						m			m
1 0	(5) 崖面崩壊防止施設									
エ										
事		番	号	種	類	内治	去寸法	延	長	
の	(6) 排 水 施 設						cm			m
概	(0) 排 水 旭 故									
要										
	(7) 崖面の保護の方法									
	崖面以外の地表面の									
	(8) 保護の方法									
	工事中の危害防止									
	(9) のための措置									
	(10)									
	(10) その他の措置									

	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日
	(12) 工事完了予定年月日	年 月 日
	(は) エ 程 の 概 要	
1 1	その他必要な事項	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項または第3 0条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為に係る許可の申請をする場合は、本用 紙に記入のうえ添付すること。
 - 2 1欄の工事主、2欄の設計者または3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。
 - 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主の住所および氏名のほか、当該法人の役員の住 所および氏名を記入すること。
 - 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に ○印を付すこと。
 - 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 - 6 4欄は、土地の代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
 - 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと(複数選択可)。
 - 8 9欄は、渓流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条 第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに〇印を付すこと。
 - 9 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

開発行為の施行に関する同意書

福井県知事

様

申請者 の施行に係る開発行為の施行について、次のとおり同意しています。 なお、公共施設の用に供する土地となる場合も異議ありません。

権利対象	55 ケール・ナンドル 平	権和	刊の	云 往	権利者住所
物件種類	所在地および地番	種	別	面積	権利者氏名

様式第5号(第2条関係)

	I	事設計	者の	資格に	関す	る申	告書		
垣	井県知事		様				年	月	日
佃	开州州		120	:					
					設計者	氏名			
者	邓市計画法第31纟	条に規定する設	計者の資	各について、	次のとお	り申告し	します。		
氏名	Aおよび生年月	3					年	. 月	日
現	住	F							
最終	冬学歴および						卒業	年	月
卒	業年月								
資	格免許等	学							
実	勤務先の名称	市職	務内] 容	期	間	年		数
務									
経									
歴									
設	事 業 主	名 工事施行	者の氏名	場所	面	積	期		間
計									
経									
歴									

様式第5号の9 (第9条関係)

	開	発	行	為	\mathcal{O}	施	行	同	意	書		
										年	月	日
福井県知事				様								
					Ji.	> 土	管理者	住	訴			
					/			氏				
									тH			
申請者の住所お。	よび											
氏	名											
施行場	所											
開発区域面	積											
予定建築物等の別	用途											
上記の開発行為	急の旅	直行に	ついて	同意し	ていま	す。た	だし、	次の条	(件を付	けます。		
件(新設される道	岁 叹	町方 2		送 牧 坛	凯 曲	米田水	吹るの	(41) = ~	ハハブ部	#1 アノ	ださい	` `
TT (利取C40公)		处行	<u> 但陌、</u>	坦哈心	以、反	未用小	店で V	1 <u>112</u> (C			/L C V	· ₀ /

様式第5号の3 (第3条関係)

	開発	经行為変	更許可	申請	書	
都市計画法第35条の		の規定により、	開発行為の)		
変更の許可を申請しる	ます。	年	月 日	I th vi as	収納証明書	書類貼付欄
		+	Д ц	【申込番号	テ】 │	
福井県知事		様		(手数料)	納付システム	、利用時に記入)
(油井泉和)		尔				
		申請	青者 住 戸			
			氏 電 記			
			- 2	•		
変 更 事	項	変	更 前	ĵ	変	更 後
変更の理由	1					
開発許可の許可番号		年	月目	第		号
-4-7-2	-4-					
許可を受けた開発区域 に含まれる地域の名称						
TO II SAVOO PILANO	71 .					
その他必要な事項	頁					
※変更許可の条件						
※許 可 番 号	※市町	丁村受付	※土木	事務所受付	<u> </u>	
				24/2/2013	,30	. 22 14
第 号						
※						
※許可年月日						
年月日						
<u>サ</u> カ ロ						

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

^{2 「}その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第5号の4 (第3条関係)

開	発	行為	変	更	届	出	書			
								年	月	日
福井県知事		様								
			届出	者住	所					
				氏	名					
				法人にる	あって	は、その 称および	の主た	る事務	所入	
			(話	M142 T () \dX	日りたい	□)	
##	ぎりT苔 <i>の</i>	、田今に甘	づキ 間	19%/二头	の亦画		~ V+	·	n 日は	Ш÷
都市計画法第35条の2第 す。	53块0	が規定に基	ごりる、 肝	発1] 為	の変更	.(C°)(\	(, 0)	(V) Z X	り油り	山ま
変更事項		変	更	前			変	更	後	
	,									
変更の理由										
開発許可の許可の番号				月 月		第			Ę	7
許可を受けた開発区域 に含まれる地域の名称										
		∨ . ⊥.	十 事效式	四.什			У ./目	巫. 1	+ +tij	
※市町村受付欄		<u>**</u> I	木事務所	文竹棚			※県	受付	寸 欄	

備考 ※印欄は、記載しないこと。

様式第6号(第4条関係)

(表)

	即	E	存	権	利	者	届	出	書	<u> </u>				
福	井県知事			様							年	月		日
	都市計画法第34条第	1 3	号の判	規定に	より、	(注 o	電	名 あってい 也、名記 話		つ主	iたる i 表者の	事務の氏	新 名	
届 (法	出 者 の 職 業 人の場合は、業務内容													
届出	所在および地番													
をする土地	地 目		農均	也転用記	许可年 身	月日およ		地積 	第	年	月		日号	
7	権利を有していた目的													
7	権利の種類および内容													
	※備	ı			考				※ !	県	受 付	. 4	闌	

- 備考 1 ※欄は、記入しないでください。
 - 2 裏面をよく読んでください。

(裏)

届出上の注意

- 1 この届出は、市街化調整区域が決定された日 年 月 日)またはその区域が 拡張された日から6月以内に知事に届出ください。
- 2 この届出は、自己の居住または業務の用に供する建築物を建築する目的で土地の利用に関する所有権またはそれ以外の権利(借地権等)をもっていた人に限ります。
- 3 この届出をした日から5年以内に限り、届出事項の目的に従って、当該土地に関する権利の 行使として行う開発行為等(宅地造成)ができます。ただし、開発行為等を行う場合は、知事 の許可を受けなければなりません。

記入上の注意

- 1 「届出者の職業」欄には、自己の居住の用に供する建物を建築する目的で権利を有する者に あっては、記入の必要はありません。
- 2 「権利を有していた目的」欄には、自己の住居、何々の工場、何々の倉庫等具体的に記入してください。
- 3 「権利の種類および内容」欄には、所有権、借地権等詳細に記入してください。

様式第6号の2 (第7条関係)

	建築制	制限解	保除項	 認用	申請:	書				
							年	J	1	日
福井県知事	村	羡								
都市計画法第37条第	第1号の規定	官により建		・ 法人に。 の所在: 電	名 あって(地、名 ⁵ : 話		その主た. よび代表 [;] たいので			
開発許可番号	7	年	月	日	第			5	<u> </u>	
開発区域の名称	7									
開発行為に関する工事 <i>の</i> 工		年	月	日~		年	月	日		
開発行為に関する工事 施行者の住所および氏名										
予定建築物の用途	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
予定建築物の建築場所	Ť									
予定建築物の工具	FI I	年	月	日~		年	月	日		
申請の理由							※ 県	受	付	欄

備考 ※欄は、記入しないでください。

建	築制限角	解除承	認通	知書				
				第	トー	_	号	
					年	月	日	
	عدا							
	様							
		裋	井県知	重				
		Iπ	171 71171	7				
都市計画法第37条第1号	の規定により	建築制	限の解除	余を承認	したので	通知し	ます。	
ただし、下記の条件をつけ	ます。							
	T							
開発許可番号	白	三月	日	第	_	_	号	
	-1	- Д	Н	777			J	
開発区域の名称								
開発行為に関する工事の	 許可日以隆	, E	年	月	日			
工 期	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, 					
開発行為に関する工事施								
行者の住所および氏名								
予定建築物の用途								
予定建築物の建築場所								
予定建築物の工期	 雨水排水流	金叶	ぶ空マ ご	た日~		年 月	日	
」 足 圧 米 彻 切 工 朔		ᆸᆸᄭᄽᄼ	7元」し	//CH		十 万	Н	
※承認の条件								

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、福井県に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6か月以内に福井県を被告(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすうことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

承 認 条 件 (例)

- 1 開発区域の周辺地域に溢水等の被害をおよぼさないよう、工事着手後速やかに必要な雨水排 水対策を実施すること。
- 2 開発行為の完了検査は、必ず、建築工事の完了検査を受ける前に受けること。 また、開発行為の完了公告があるまでは建築物を使用してはならない。
- 3 開発行為に関する工事および承認を受けた建築物の建築以外の目的で土地の使用を行ってはならない。

	建築	等	許	可	申	請	書			
都市計画法第42条第						J	収納証明	書類則	占付欄	
予定建築物等以外の	建 築 物 特定工作物 ·		牧 用途の 新	築 変更 設	Ø [[申込番号	-] -]_	
許可を申請します。				,			対付シスラ	テム利用	時に記	己入)
福井県知事	様		年	申請者	氏。	名 つては、:	主たる事び代表者	務所のの氏々]	
				(<i>D</i>)11	電		UYVX日	V)[\frac{1}{1}	J	
開発許可番号	きおよび	年月日		第			号	年	月	日
完 了 公	告 年	月 日					年	Ē	月	日
開発許可を 予定建築	: 受 け た 物 等 の									
建築物の新築、改築をしようとする土は 新設しようとする	地または特定	工作物を	•							
建築しようとする。 の建築物または新 作 物 の 用 過	設しようとす	る特定工	-							
申請	の理	由	ı							
※ 許 可	条	件			*	経	過		欄	
	T									
※許 可 番 号	※市町	村受付	†	※±	木事務	新受付		※県	受	付
第号										
※許可年月日 年 月 日										

備考 ※欄は、記入しないでください。

建築等の	許 可 通 知 書
	る (建 築 物) の (新 築 改 築 改 築 内 の 円途の変更 新 設)
許可をしたので、通知します。 ただし、下記の条件をつけます。	
	※許可番号 第 ニー ー 号 ※許可年月日 年 月 日
様	
有	富井県知事
開発許可番号および年月日	第 イー - 号 年 月 日
完 了 公 告 年 月 日	年 月 日
開発許可を受けた際の 予定建築物等の用途	
建築物の新築、改築もしくは用途の変更 をしようとする土地または特定工作物を 新設しようとする土地の所在および地番	
建築しようとする建築物、用途の変更後 の建築物または新設しようとする特定工 作物の用途および目的	
申 請 の 理 由	
許可の条件	

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、福井県開発審査会に対して審査請求をすることができます。なお、 その理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等 調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不 服申立てをすることができません。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する 者は福井県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、 上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決 があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号(第11条関係)

地 位	承 継	承 認	申請	書
福井県知事 都市計画法第45条の規定	様 Cr F N HA位の	申請者 住 う 氏 。 法人にあ の所在地、 電 。	F	明書類貼付欄
許可番号および年月日	第		明しより。 号	年 月 日
自己の居住または業務 用に供するものまたは それ以外のものの別				
許可を受けた者の住所 および 氏 名				
承継承認の申請者の住所 および氏名				
権原取得年月日				
権原取得の理由				
※ 備		考		※県 受 付 欄

- 備考 1 権原を取得したことを証明する書類(土地の登記事項証明書等)を添付してください。
 - 2 ※欄は、記入しないでください。

	7
様 福井県知事 都市計画法第45条の規定により、地位の承継を承認したので通知します。	
福井県知事 都市計画法第45条の規定により、地位の承継を承認したので通知します。	
福井県知事 都市計画法第45条の規定により、地位の承継を承認したので通知します。	
都市計画法第45条の規定により、地位の承継を承認したので通知します。	
ただし、以下の条件を付けます。	
許可番号および年月日 第 号 年 月 日	
許可番号および年月日 第 号 年 月 日	
自己の居住または業務 用に供するものまたは	
それ以外のものの別	
許可を受けた者の住所	
お よ び 氏 名	
承継承認の申請者の住所 お よ び 氏 名	
わ よ U 以 有	
権原取得年月日	
権原取得の理由	
数元) 1 この処分について不暇がある場合け この処分があったことを知った日の翌日から起管して3	

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6か月以内に福井県を被告(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。)、として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以

内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすうことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

		開	発		登		録	簿	(調書)				
開発許可番号	第	号	年	月	日	許 地 可 位	承継の年	三月 日	第	号	年	月	日
開発許可を受けた 者の住所および氏名						に基づく	承 継 住所およ						
工事施行者の住所および氏名							変更許可変更の内		第	号	年	月	日
区域および地域							2271						
開発区域に含まれ る 地 域 の 名 称													
開発区域の面積			平方	メート	ル	変							
予定建築物等の用途													
自己の判別		自己・召	î										
工事完了検査	完了検査年月日	年	月	目									
工事尤] 恢 重	完了公告年月日	年	月	日									
開発許可に付 された条件の内容													
法第33条第1項第 8号ただし書の該当	有 • 無					- 更							
法第41条第1項の制限の内容						文							
備考													

様式第11号(第13条関係)

開発	登録簿写	しのろ	を付申 記	青書
福井県知事	様		【申込番号】	n証明書類貼付欄 -
		申請者	住 所	年 月 日
		(法人 の所	氏 名 にあっては、 在地、名称お 電 話	その主たる事務所
開発登録簿の写しの交付	を申請します。			
開発区域に含まれる地 域の名称および所在地				
写しを必要とする理由				
写しの部数				
その他必要な事項				
※開発行為者の住 所 氏 名				
※ 工事完了年月日	年	月	Ħ	※県受付欄
※許可番号および年 月 日	第 号	年	月 日	

備考 ※欄は、記入しないでください。

様式第11号の2 (第14条関係)

都市意	十画法(こ よ る 開	発 許 可	済
許可番号および年月日	第	号	年	月 日
許可を受けた者の住所 お よ び 氏 名				
工事施行者の住所 お よ び 氏 名				
施行区域に含まれる 地 域 の 名 称				
工事施行面積				
工事期間	年	月 日	~ 年	月 日
工事現場管理者				

(注) 材質は、木材またはトタン板とし、白地に黒字書とする。

(大きさ:横60センチメートル以上、縦50センチメートル以上)



様式第11号の3 (第14条関係)

	都市計画	可法によ.	る開発詞	午可済			
許可番号および年月日	第		号		年	月	Ħ
許可を受けた者の住所 お よ び 氏 名							
工事施行者の住所 お よ び 氏 名							
現場管理者の氏名							
施行区域に含まれる地 域 の 名 称							メートル
工事施行面積						平方》	メートル
工 事 期 間	年	月	日	~	年	月	Ħ
盛土または切土の高さ						メ	ートル
盛土または切土をする 土 地 の 面 積						平方メ	ートル
盛土または切土の土量	盛土					立方メ	
工事に係る問合せを受ける ための工事関係者の連絡先 許 可 担 当 の	切土					立方メ、	ートル
県部局名称連絡先	9 0	センチメ	ートル以	· 、上 —			•

- (注) 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定によるみなし許可を受けた場合に使用する。
 - 2 材質は、木材またはトタン板とし、白地に黒字書とする。
 - 3 地上高50センチメートル以上の見やすい場所に表示すること。

様式第12号(第15条関係)

(表 面)

身分証明書

職名

氏 名

年 月 日生

都市計画法第82条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証する。

年 月 日(有効期限 年 月 日)

福井県知事

(裏 面)

都 市 計 画 法(抜粋)

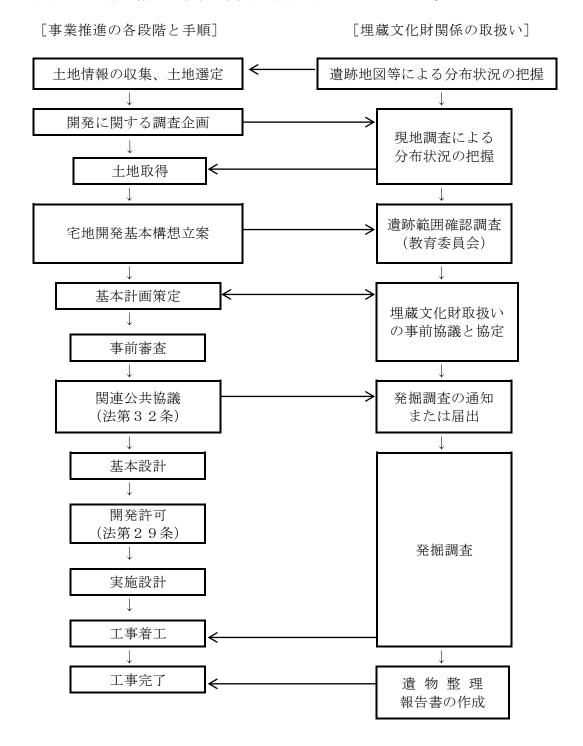
(立入検査)

- 第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第3節 その他

1. 開発と文化財の取扱いについて

開発事業者は、埋蔵文化財について下記のフロー図により調整を図るものとし、少なくとも開発構想立案段階から教育委員会と協議を開始してください。



2. 追路父週の処理寺に関する協議 <u>様式</u>							
	道路交通の処理等に関する協議書						
	都市計画法第29条に基づく下記の開発行為について、道路交通の処理等に関して 協議します。						
・ 場響本部交通規制課長 様(関係警察署長)			00	○第 年	号 三 月 日		
			福井県都市計画課長名				
			(各土	木事務所	T長名)		
開	1.	開発行為申請者の住所、氏名					
発	2.	開発区域に含まれる地域の名称					
行	3.	開発区域の面積	敷地面積 (建築面積)		平方メートル 平方メートル		
			(延床面積)		平方メートル		
為	4.	予定建築物等の用途					
0)	5.	工事施行者住所氏名					
概	6.	工事着手予定年月日	年	月	日		
要	7.	工事完了予定年月日	年	月	日		
開	開発行為に伴う要望意見等 (信号機の新規設置、改良、その他 交通規制等があれば記載)						
借	老		l			_	

本協議書に開発行為許可申請書(カガミ部分)の写し、設計図(位置図、現況図、土地 利用計画図、造成計画平面図等)を添付すること。

協議書は、関係警察署長および本部交通規制課長あて提出すること。

3. 標準処理期間について

本審査(許可権者が受付をしてから許可処分するまで)等の標準処理期間は下記のとおりであり、事務処理の迅速化に努めてください。

なお、標準処理期間はあくまで標準的な処理期間であり、申請に対する処分が当該期間を 過ぎたとしても、直ちに「不作為の違法」となるものではありませんが、行政手続法第9条 第1項の規定の趣旨に沿って適切に対応してください。

行政処分に係る標準処理期間

行 政 処 分 項 目	根拠法令	処 理 期 間	
開発行為の許可	第29条	30日(10ha未満) 45日(10ha以上) 開発審査会の議を経る必要 がある場合は60日 ただし、開発審査会の附議 期間は除く	
開発行為の変更の許可	第35条の2第1項	30日 (10ha未満) 45日 (10ha以上)	
建築制限解除の承認	第37条第1号	15日	
定められた建ぺい率の制限を 超える建築物の許可	第41条第2項	3 0 日	
開発許可を受けた土地におけ る建築等の許可	第42条第1項	3 0 日	
開発許可を受けた土地以外の 土地における建築等の制限	第43条第1項	3 0 日	
許可に基づく地位の承継の 承認	第45条	15日	
経由事務に係る経由・進達	市町村および土木とも概ね15日		
事前審査	原則として3か月(遅くとも6か月)		

備考

開発審査会の議を経る必要がある場合は、遅くとも審査会の60日前には協議をしてください。

4. 地籍の明確化の推進について

地籍の明確化の推進を図るために、平成6年より民間による土地開発等においても、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の制度又は正確さを有するものとしての指定を受けることが可能になりました。(平成6年2月28日付六国土国第56号国土庁土地局国土調査課長指示「民間事業に関する国土調査法第19条第5項指定について」)

地籍調査が進むことは、その成果が登記に反映され、土地所有に関する権利の保全・明確化、境界紛争の未然防止や早期解決および現地と図面の一致による土地取引の円滑化・分合筆や担保の設定の容易化などに有効であると考えられ、民間開発においてもできるだけ指定を受けることが望まれます。

指定を受けることは任意ですが、面積 1ha 前後以上の開発行為においてはできるだけこの指定を 受けるよう努めてください。

なお、詳細な内容については、農林総合事務所および嶺南振興局に問い合わせてください。

(参 考)

国土調査法(昭和二十六年六月一日法律第百八十号)

最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号

(成果の認証)

- **第十九条** 国土調査を行つた者は、前条の規定により送付した地図及び簿冊(以下「成果」という。) について、それぞれ、国の機関及び第五条第四項の規定による指定を受け又は第六条の三第二項の 規定により定められた事業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあつては国土交通大臣に、第 八条第一項の勧告に基づいて国土調査を行う者にあつては事業所管大臣に、その他の者にあつては 都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。
- 2 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合において は、当該請求に係る国土調査の成果の審査の結果に基づいて、その成果に測量若しくは調査上の誤 り又は政令で定める限度以上の誤差がある場合を除くほか、その成果を認証しなければならない。
- 3 事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規定により国土調査の成果を認証する場合においては、 政令で定める手続により、あらかじめ、それぞれ国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認を得なけ ればならない。
- 4 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 5 国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。
- 6 事業所管大臣は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(成果の写しの送付等)

- 第二十条 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前条第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同条第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、その他の国土調査にあつては政令で定める台帳を備える者に、それぞれ当該成果の写しを送付しなければならない。
- 2 登記所又は前項の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、同項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基いて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記をし、又は同項の台帳の記載を改めなければならない。
- 3 前項の場合において、地籍調査が第三十二条の規定により行われたときは、登記所は、その成果 に基いて分筆又は合筆の登記をしなければならない。

国土調査法施行令(昭和二十七年三月三十一日政令第五十九号)

最終改正: 平成二五年六月一四日政令第一八四号

(成果の認証)

- **第十六条** 法第十九条第一項 の規定による認証の請求は、左に掲げる事項を記載した認証請求書を 提出してしなければならない。
 - 一 調査を行つた者の名称
 - 二 法第十八条 の規定により送付した地図及び簿冊(以下「成果」という。)の名称
- 2 前項の認証請求書には、当該成果の写し二部を添えなければならない。ただし、法第十八条 の 規定により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十 一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項 の規定により同項 に規定する電子 情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用 に供されるものをいう。以下同じ。)を送付した場合における当該成果に係る認証請求書につい ては、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、第一項の認証請求書の提出に併せて、情報通信技術利用法第三 条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録を提出した場合には、当該認証請求書に当該成果の写し二部を添えたものとみなす。

(成果の認証の場合における国土交通大臣又は国土交通大臣等の承認)

- **第十七条** 法第十九条第三項 の規定による承認の申請は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を 提出してしなければならない。
 - 一 調査を行つた者の名称
 - 二 成果の名称
 - 三 当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
- 2 前項の承認申請書には、当該成果に係る測量若しくは調査について誤り若しくは第十四条に規 定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該成果の写し一部を添えなければならな い。

(成果を認証した旨の公告)

第十八条 法第十九条第四項 の規定による公告は、国土交通大臣又は事業所管大臣にあつては官報 により、都道府県知事にあつてはその通常用いる公示の方法により、しなければならない。

(成果の認証に準ずる指定)

- **第十九条** 法第十九条第五項 の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を 国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。
 - 一 測量及び調査を行つた者の氏名又は名称
 - 二 作成した地図及び簿冊の名称
 - 三 測量及び調査を行つた地域及び期間
 - 四 第二号の地図及び簿冊に存する測量又は調査上の誤差の程度
- 2 前項の認証申請書には、当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊の写し二部を添えなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の認証申請書の提出に併せて、情報通信技術利用法第三条第 一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の地図及び簿冊に係る電 磁的記録を提出した場合には、当該認証申請書に当該地図及び簿冊の写し二部を添えたものとみ なす。
- 4 第十六条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 国土交通大臣又は事業所管大臣は、法第十九条第五項 の規定により国土調査以外の測量 及び調査の結果作成された地図及び簿冊を同条第二項 の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定した場合においては、遅滞なく、官報により、その旨を公告しなければならない。

通知等

1. 都市計画法に係る開発許可事務の運用について (通知)

都 計 第 203 号 平成12年3月27日

各土木事務所長(10土木) 各市町村長(23市町村) 殿

福井県土木部長

都市計画法に係る開発許可事務の運用について(通知)

都市計画法第29条の規定に基づく開発許可および同法附則第4項の規定に基づく許可の取り 扱いについては、開発許可制度の趣旨に照らし、開発区域が宅地として一定の水準を確保できるよ う適正な運用を行ってきたところです。

工場、住宅等の単発的開発が連続して行われ、不良宅地が形成されることになれば、排水施設の 不備による溢水湛水被害、道路の不備による交通の阻害および消防活動への支障等、開発区域内お よび周辺地域の住民に対する被害のみならず、広範囲な悪影響も予想されます。

開発許可制度は、このような不良宅地の形成や、後追い的に行われる非効率的な公共投資を防止するため、宅地として一定の水準を確保できるよう必要な施設の整備を義務付けるものですが、当該制度には許可が不要な面積が定められているために、その取り扱いについて疑義が生じております。

このような疑義が生じるのは、現在まで明確な判断基準等が明文化されていないのが原因の一つであると思われ、宅地開発を行おうとする者が明確に判断でき、そこに居住することとなる住民にとって安全で快適な住環境が確保されるよう運用基準の制定が必要不可欠となってきました。

ついては、開発許可事務の運用について下記のとおり方針を定めましたので、今後の適正な運用をお願いします。

記

- 1. 「一体開発」の取り扱いについて
- (1)「一体開発」について

次に掲げる全ての項目に該当する場合は「一体開発」として取り扱うものとし、「一体開発」 とされる区域全体について「開発許可」を受けることとする。

- ① 「既開発」に係る区域に隣接して、「追加開発」を行うものであること
- ② 「既開発」の申請者と「追加開発」の申請者が「同一申請者」であること
- ③ 「既開発」と「追加開発」が「用途不可分の土地」或いは「一団の土地利用」であること
- ④ 「既開発」区域と「追加開発」区域を合わせた区域全体の面積が「開発許可」を受けるべき「規模要件」以上であること
- ⑤ 「既開発を行った日」から起算して「追加開発を行う日」までの期間が、10年以内であること。

- (2) 審査対象区域の取り扱いについて
 - (I) 「既開発」が「開発許可」を受けている場合は、審査の対象を次のとおりとする。
 - ① 「既開発」に係る申請内容に変更がない場合で、かつ、法の規定に基づく許可基準について、「既開発」の面積では対象とならなかった審査項目が、「一体開発」として取り扱っても審査対象とならない場合は、「追加開発」に係る区域の面積のみを審査の対象とする。
 - ② 「既開発」に係る申請内容について直接的な変更はないが、法の規定に基づく許可基準について、「既開発」の面積では対象とならなかった審査項目が、「一体開発」とすることによって審査対象となる場合は、「一体開発」とする区域全体の面積を審査対象とする。
 - ③ 「既開発」に変更があり、その変更の内容が法第42条第1項の規定に基づくもの以外である場合は、「一体開発」の区域全体の面積を審査対象とする。
 - ④ 「既開発」に変更があり、その変更の内容が法第42条第1項の規定に基づくものである場合は、次に掲げるいずれかの方法を申請者が選択できるものとする。
 - ア)「既開発」について、法第42条第1項の規定に基づく許可を受けた後、「追加開発」 については、上記①または②に準じて取り扱うものとする。
 - イ)上記③に準じて取り扱うものとする。
 - (Ⅱ)「既開発」が「開発許可」を受けていない場合は、審査の対象を次のとおりとする。
 - ① 「既開発」に係る区域の面積と「追加開発」に係る区域の面積を合わせた全体の区域の面積を審査対象とする。

(3) 事務の取り扱いについて

- (I) 申請書の記述方法について
 - ① 「追加開発」区域の面積のみを審査対象とする場合は、次のとおりとする。
 - ア)開発区域に含まれる地域の名称の欄には、「追加開発」区域に係る地域の名称のみを 記入する。
 - イ)開発区域の面積の欄は、2段書きすることとし、下段に「追加開発」区域に係る面積を記述し、上段に()書きで「一体開発」区域に係る面積を記述する。
 - ② 「一体開発」の区域全体の面積を審査対象とする場合は、その区域を開発区域とし、従 前のとおり記述する。
- (Ⅱ) 申請に必要な書類等について
 - ① 「追加開発」区域の面積のみを審査対象とする場合、「既開発」に係る書類等については土地利用計画図のみを添付するものとし、それ以外は必要ないものとする。
 - ② 「一体開発」の区域全体の面積を審査対象とする場合は、その区域を開発区域とし、従 前のとおり必要な書類等を添付するものとする。
- (Ⅲ) 手数料の取り扱いについて

開発許可手数料は、特定の者が行う開発行為を審査するために、その目的及び開発区域の 面積に応じて徴収するものであるとの観点から次のように取り扱うものとする。

- ① 「追加開発」区域の面積のみを審査対象とする場合、「追加開発」の目的及び開発区域 面積に応じた金額とする。
- ② 「一体開発」の区域全体の面積を審査対象とする場合は、その区域全体の目的及び開発 区域面積に応じた金額とする。
- (IV) 福井県事務委任規則に係る「一体開発」の取り扱いについて

開発許可に係る事務については、開発区域の面積が1~クタール未満のものについて、福井県事務委任規則により嶺南振興局長および嶺南振興局管内以外の土木事務所長に個別委任事項として委任されているが、「一体開発」におけるその面積の取り扱いについては、審査対象となる区域の面積とする。

2. 「開発行為」の取り扱いについて

法第4条第12項によれば、「「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう」と定義されているが、宅地として一定の水準を確保できるよう必要な施設の整備を義務付けるとの開発許可制度の趣旨等、法第1条に定める公共の福祉の要請に照らし、次のような場合も「開発行為」として取り扱うものとする。

なお、市街化調整区域内については、「開発行為」に該当しなくても法第43条の許可が必要である。

- (1) 駐車場または資材置き場等として農地転用許可を受けて造成された土地に、建築物の建築または特定工作物の建設を行う場合。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。
 - ① 都市計画法施行以前から既に駐車場または資材置き場等として利用されていた土地で、宅地として登記されているもの
 - ② 駐車場または資材置き場等として農地転用許可を受け、その目的のとおり適正な土地利用を行っていた土地で、農地転用許可を受けた日から起算して10年以上経過しているもの
- (2) 既に宅地として利用されている土地を別の用途に変更しようとする場合で、変更後の用途が 分譲住宅等の公共施設等の整備が必要なもの
- 3. 法施行令第25条第6号ただし書きの運用について

法施行令第25条第6号ただし書きの「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」の取扱い基準は、次の全ての要件に該当する場合とする。

- ① 公園、緑地又は広場は、都市公園法第2条第1項に定める都市公園(以下「公園」という。) であること
- ② 面積が2,500 ㎡以上であること
- ③ ①の公園の中心から開発区域の最も遠い所までの距離が、250m以内であること ただし、この距離内であっても、河川等物理的に遮断されている場合を除く

4. この通知における用語の定義

- (1) この通知において「法」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)をいう。
- (2) この通知において「開発許可」とは、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可および同 法附則第4項の規定に基づく許可をいう。
- (3) この通知において「一体開発」とは、過去において既に開発が行われた区域(以下「既開発」という。)に隣接して、新たに開発(以下「追加開発」という。)を行おうとする場合、既開発の申請者と追加開発の申請者が同一申請者であり、かつ、既開発と追加開発が用途不可分の土地或いは一団の土地利用である場合は、既開発に係る区域と追加開発に係る区域を合わせた全体の区域を一つの開発区域として捉えることをいう。

なお、過去において2以上の開発が行われており一体開発である場合は、この2以上の区域 を「既開発」とする。

- (4) この通知において「同一申請者」とは、既開発の申請者と追加開発の申請者が次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 個人と個人のケースは、住所および氏名が同一またはその者と生計を一にする家族である場合
 - ② 個人と法人または法人と個人のケースは、個人が法人の役員または従業員である場合
 - ③ 法人と法人のケースは、住所および名称が同一または一方の代表者(代表取締役、取締役社長等)が、他方の法人の役員となっている場合
 - ④ 上記①、②および③において、どちらか一方または両方とも2名以上の複数申請人となっているケースは、一方の2名以上の複数申請人のいずれかの者が、他方の2名以上の複数申請人のいずれかの者または単独申請人と上記①、②および③のような関係にある場合。なお、上記①、②および③のケースは、申請人の種別によって選定することとする。
- (5) この通知において「隣接」とは、敷地が直接接している(一部重複する場合を含む)場合の外、道路等の公共施設や排水路等を挟んでいる場合も含むものとする。

ただし、物理的にお互いの区域が独立しており、自由な往来ができない場合を除く。

(6) この通知において「用途不可分の土地」とは、既開発と密接な関係がある土地で、追加開発 の目的が、既開発を補完することとなる土地である。

(例えば、既開発が工場であり、追加開発でその工場の製品を保管する倉庫を建設する場合や、 既開発が商業施設であり、追加開発でその商業施設のための駐車場を造成する場合等である。)

(7) この通知において「一団の土地利用」とは、既開発と密接な関係がある土地で、追加開発の

目的が、既開発と同様であることをいう。

(例えば、既開発が分譲住宅で、追加開発も分譲住宅である場合等である。)

- (8) この通知において「規模要件」とは、次に示す区域毎の面積である。
 - ① 市街化区域は、1,000㎡である。(法施行令第19条第1項)
 - ② 市街化調整区域は、面積にかかわらず全てとする。
 - ③ 未線引き都市計画区域は、3,000㎡である。(法施行令附則第4条の2)
- (9) この通知において「既開発を行った日」とは、次に該当する日とする。
 - ① 「既開発」について「開発許可」を受けている場合は、法第36条第3項の規定に基づく 完了公告の日
 - ② 「既開発」について優良宅地としての認定を受けている場合は、租税特別措置法施行規則 第11条第1項第5号イの規定に基づく証明書の交付日
 - ③ 上記①②以外で「既開発」区域に建築物の建築が行われている場合は、建築基準法第6条 第4項の規定に基づく確認済証が交付された日
 - ④ 上記①②③以外の場合は、「既開発」区域について農地法第4条第1項または同法第5条 第1項の規定に基づく許可を受けた日。なお、市街化区域内については農業委員会に届出を 行った日とする。
- (10) この通知において「追加開発を行う日」とは、次に該当する日とする。
 - ① 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域に指定されている農地については、同法第13条第3項の規定に基づく認可申請日とする。
 - ② 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域に指定されていない農地については、農地法第4条第1項または同法第5条第1項の規定に基づく許可申請日とする。
 - ③ 上記以外の土地については、公共施設管理者に対し、法第32条の規定に基づく同意または協議に係る申請があった日とし、その必要がないものについては、開発または建築に係る協議があった最初の日とする。

参考資料

ケース. 1【2(1)①】

道路

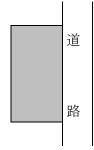
- · 農地転用許可年月日 ⇒ 昭和42年3月13日
- ・用 途 ⇒ 駐車場
- · 登記簿 ⇒ 宅地
- ·面 積 ⇒ 4,000 m²
- ・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

Q: この土地に工場を建設する場合、開発許可が必要か。

ただし、新たな土地の造成は行わないものとする。

A: 都市計画法施行以前から既に駐車場として利用されており、かつ、新たな土地の造成 も行わないのであるから、開発許可は不要である。

ケース. 2【2(1)②】



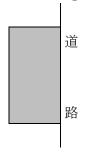
- ·農地転用許可年月日 ⇒ 昭和62年3月13日
- ・用 途 ⇒ 資材置き場として継続的に土地利用
- ·面 積 ⇒ 6,000 m²
- ・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

Q: この土地に商業施設を建設する場合、開発許可が必要か。

ただし、新たな土地の造成は行わないものとする。

A: 農地転用許可を受けた日から起算して10年以上経過しており、資材置き場として適正に利用され、かつ、新たな土地の造成も行わないのであるから、開発許可は不要である。

ケース. 3【2(1)②】



- ·農地転用許可年月日 ⇒ 平成6年3月13日
- ・用 途 ⇒ 資材置き場として継続的に土地利用
- ·面 積 ⇒ 6,000 m²
- ・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

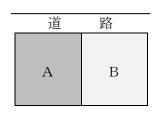
Q: この土地に商業施設を建設する場合、開発許可が必要か。

ただし、新たな土地の造成は行わないものとする。

A: 農地転用許可を受けた日から起算して10年以上経過していないため、新たな土地の

造成を行わなくても、開発許可は必要である。

ケース. 4【1】



・「既開発」Aの完了公告年月日 ⇒ 平成6年3月13日

IJ 用途 ⇒ 分譲住宅

面積 ⇒ 3,500 m²

申請者 ⇒ (株) 太郎商事

「追加開発」Bの用途 ⇒ 分譲住宅

IJ 面積 ⇒ 5,500 m²

申請者 ⇒ (株)太郎商事 11

・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

このような場合、開発許可は? また、事務手続きは?

ただし、「既開発」Aに変更はないものとする。

 $A: \bullet$ 通知 1(1) の①~⑤の要件に全て該当するため、 $A \ge B$ は一体開発として取り扱う。

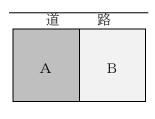
・審査対象区域および面積は、「追加開発」であるBの区域で、面積は5,500㎡

・手数料は用途および面積から190,000円

「既開発」Aの区域に係る添付書類は、土地利用計画図のみ

・審査は土木事務所長

ケース. 5【1】



「既開発」Aの優良宅地認定証明書年月日 ⇒ 平成6年3月13日

用途 ⇒ 分譲住宅

面積 \Rightarrow 2, 900 m²

申請者 ⇒ (株)太郎商事 IJ

「追加開発」Bの用途 ⇒ 分譲住宅

IJ 面積 ⇒ 2,900㎡

申請者 ⇒ (株)太郎商事

・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

Q: このような場合、開発許可は? また、事務手続きは?

ただし、当該区域は未線引き都市計画区域で「既開発」Aに変更はないものとする。

 $A: \cdot$ 通知1(1)の①~⑤の要件に全て該当するため、 $A \ge B$ は一体開発として取り扱う。

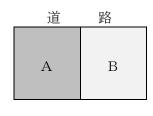
・審査対象区域および面積は、AおよびBを合計した区域で、面積は5,800㎡

・手数料は用途および面積から190,000円

・添付書類は、AおよびBを合計した区域の面積について、必要な書類全て

・審査は十木事務所長

ケース. 6【1】



「既開発」Aの完了公告年月日 ⇒ 平成2年3月13日

用途 ⇒ 分譲住宅

面積 ⇒ 3,500 m² IJ

申請者 ⇒ (株)太郎商事

「追加開発」Bの用途 ⇒ 分譲住宅

IJ 面積 \Rightarrow 2,500 m²

申請者 ⇒ (株)太郎商事

・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日

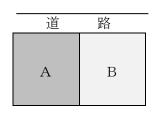
このような場合、開発許可は? また、事務手続きは?

ただし、当該区域は未線引き都市計画区域とする。

A:・通知1(1)の⑤の要件に該当しないため、Bは単独開発として取り扱い、「追加開

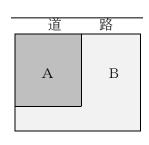
発 Bの区域の面積は2,500㎡であるため、開発許可は不要である。

ケース. 7【1】



- ・「既開発」Aの完了公告年月日 ⇒ 平成6年3月13日
- リカリカ 用途 ⇒ 工場
- · 申請者 ⇒ (株) 太郎商事
- ・「追加開発」Bの用途 ⇒ 工場
- 申請者 ⇒ (株)太郎商事
- ・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日
- Q: このような場合、開発許可は? また、事務手続きは? ただし、当該地の状況は次のとおりである。
 - 1. 「既開発」Aに直接的な変更はないものとする。
 - 2. 周辺には住宅がある
 - 3. 背後地の一部は山である。
- $A: \bullet$ 通知 1(1) の①~⑤の要件に全て該当するため、 $A \ge B$ は一体開発として取り扱う。
 - ・審査対象区域および面積は、AおよびBを合計した区域で、面積は14,000㎡ (「既開発」Aについて直接的な変更はないが、一体開発とした場合の面積が1haを超え、かつ、周辺に住宅や山があるため、法第33条第1項第9号(樹木の保存等)および第10号(緑地帯、緩衝帯)等の検討が必要である。さらに調整池の検討も必要である。)
 - ・手数料は用途および面積から200,000円(自己用)又は390,000円(自己用外)
 - ・添付書類は、AおよびBを合計した区域の面積について、必要な書類全て
 - ・審査は県庁都市計画課

ケース. 8【1】



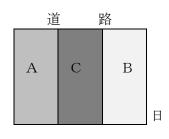
- ・「既開発」Aの完了公告年月日 ⇒ 平成6年3月13日

- ・「追加開発」Bの用途 ⇒ 遊技場の駐車場
- ・ リ 申請者 ⇒ (株) 太郎商事
- ・「追加開発」を行う日 ⇒ 平成12年3月17日
- Q: このような場合、開発許可は? また、事務手続きは?

ただし、「既開発」Aに直接的な変更はないものとする。

- $A: \cdot 通知1$ (1) の①~⑤の要件に全て該当するため、 $A \ge B$ は一体開発として取り扱う。
 - ・審査対象区域および面積は、「追加開発」であるBの区域で、面積は4,000㎡
 - ・手数料は用途および面積から65,000円(自己用)又は190,000円(自己用外)
 - ・「既開発」Aの区域に係る添付書類は、土地利用計画図のみ
 - ・審査は十木事務所長

ケース. 9【1】



- ・「既開発」Aの優良宅地認定証明書年月日 ⇒ 平成8年3月13日
- · 用途 ⇒ 分譲住宅
- 申請者 ⇒ (株)太郎商事
- ・「追加開発」Bの優良宅地認定証明書年月日 ⇒ 平成9年8月8
- · 用途 ⇒ 分譲住宅
- · 申請者 ⇒ (株) 太郎商事
- ・「追加開発」Cを行う日 ⇒ 平成12年3月17日
- · 用途 ⇒ 分譲住宅
- 申請者 ⇒ (株) 花子商事
- Q: このような場合、開発許可は? また、事務手続きは? ただし、当該区域は未線引き都市計画区域であり、太郎商事と花子商事は「同一申請人」である。
- A:・「追加開発」Bの段階では、通知1 (1)の①に該当しないため開発許可対象とならないが、「追加開発」Cを行う日をもって、通知1 (1)の①~⑤の要件に全て該当するため、A、BおよびCは一体開発として取り扱う。
 - ・審査対象区域および面積は、A、BおよびCを合計した区域で、面積は8,300㎡
 - ・手数料は用途および面積から260,000円
 - ・添付書類は、A、BおよびCを合計した区域の面積について、必要な書類全て
 - ・審査は土木事務所長

2. 開発許可適用除外の確認について

都市計画法第29条第1項および同条第2項のただし書きの規定による開発許可の適用除外を受けようとする場合ならびに同法第43条ただし書きによる建築等の許可の適用除外を受けようとする場合は、開発許可適用除外確認を受けることができます。この確認は、行おうとする開発行為が都市計画法に規定するどの適用除外項目に該当するかを事前に明らかにし、違法な開発を抑止するとともに建築確認申請時の事務処理の円滑化を図るために行うものですから、できるだけ確認を受けるようにしてください。

なお、開発許可適用除外確認に要する手数料は不要です。

- ア. 適用除外の確認は、通常の開発行為の許可申請と同じ手続きとします。 市町村および土木事務所経由で申請してください。
- イ. 開発許可適用除外確認申請書添付書類
 - (1)「農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物など」であることを証明できるもの

(農業委員会の農家証明など、公的な機関による証明書)

「公益上必要な建築物」であることを証明できるもの

(土地収用法による事業認可等)

- (2)「市町村が直接その事務または事業の用に供する建築物」として、次に示す全てについて証明ができるもの
 - A. 設置主体、事業主体、管理主体および運営主体が市町村であること。
 - B. 当該建築物が供用を開始するまでに条例を設置することが確実であること。
- (3)当該建築物の概要書
- (4)位置図
- (5)区域図 (現況図を兼ねる)
- (6)土地利用計画図
- (7)造成計画断面図
- (8) その他必要な書類等

<参考>

既存建築物の建替え

従前の建築物または第一種特定工作物の全部もしくは一部を除却し、従前の建築物等と規模、構造、用途、敷地の位置がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合は、文理上、法43条の規制を受けませんから、許可不要です。(規模は、建替え後の床面積の合計が従前の建築物の床面積の合計の1.5倍以下であること。)

なお、従前の建築物等が用途変更等により違反状態となっているものは許可不要となりません。

c f . 「最新 開発許可制度の解説p. 365」

「開発許可質疑応答集 第二章 開発許可制度 既存建築物の建替え」

ウ. 開発許可適用除外確認申請書様式 開発許可適用除外確認申請書 第29条第 項ただし書き の規定による許可を受けることを 都市計画法 第43条第1項 要しない 建築 (新築・改築・用途変更) 行為 であることの確認を申請します。 新設行為 年 月 日 福井県知事 様 申請者 住 所 氏 名 電 話 1. 開発区域の所在、地番 および地目 2. 開発区域の面積 平方メートル 3. 予定建築物等の用途 ア. ア. 市街化区域 都市計画区域 4. 都市計画区域名 準都市計画区域 イ. 市街化調整区域 イ. ウ. その他の区域 ウ. 非線引き 5. 用 途 地 域 名 都 市 計 画 法 第 項第 条第 号 該当 都市計画法施行令 第 条第 項第 該当 6. 適用除外の理由・根拠条文 7. その他必要な事項 ※確認の条件 ※市町村受付 受 ※ 確 認番 号 ※土木事務所受付 ※ 県 付 第 묽 ※確認年月日

備考1.※印のある欄は記載しないこと。

日

月

年

2. 「その他必要な事項」の欄には、他の法令による手続き状況を記載すること。

工. 開発許可適用除外確認通知書様式

開発許可適用除外確認通知書

都市計画法

第29条第 項ただし書き

第43条第1項

の規定による許可を受けることを

要しない

(開発行為 建築(新築・改築・用途変更) 行為 新設行為

であることを確認したので、

通知します。

※確認番号 第 ヌー - 号

※確認年月日

年 月 日

様

福井県知事

印

- 開発行為をしようとする 土地の所在および地番
- 2. 敷 地 面 積 平方メートル
- 3. 予定建築物等の用途
- 4.都市計画区域名
 ず.
 都市計画を

都市計画区域 ア. 市街化区域

 「区域名
 イ.
 準都市計画区域

 ウ. その他の区域

イ. 市街化調整区域

ウ. 非線引き

5. 用 途 地 域 名

6. 適用除外の理由・根拠条文

都 市 計 画 法 第 条第 項第 号 該当 都市計画法施行令 第 条第 項第 号 該当

7. その他必要な事項

※確認の条件

- 1. 関係のある公共施設管理者の同意を得ること
- 2. 確認を受けた用途以外の用に供してはならないこと
- 3. 第3者に譲渡した場合は適用除外にならないこと

3. 暴力団等に該当しない旨の誓約書様式

誓 約 書

私は、都市計画法第29条第<u></u>項の規定により開発行為の許可を申請するに当たり、 下記事項(1)から(3)について誓約いたします。

なお、誓約事項に違反することが明らかとなった場合、都市計画法第81条の規定に 基づき開発許可が取り消しになるなど不利益を被ることとなっても、異議申し立てはい たしません。

また、この誓約内容について、必要に応じて警察機関に照会することに同意します。

記

- (1) 私は、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下 「暴力団員等」という。)ではありません。
- (2) 法人の場合にあって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者はいません。
- (3) 暴力団員等が、私が関わる事業活動を支配する者であることはありません。

年 月 日

福井県知事様

申請者 ※ 必ず記名の上、押印してください。

住 所

氏 名 印

法人にあっては、その主たる事務所 の所在地、名称および代表者の氏名

参考資料 土地関係諸令による開発規制一覧

括弧書きは協議先と異なる場合の本庁の所管課を示す

法令名	条項	規制の対象となる内容	場合の本庁の所官課を示す 関係協議先
	竺 1 4 夕	規制区域内における土地に関する権利の	
	第 14 条	移転等の許可	
	# 00 P	土地に関する権利の移転又は設定後にお	
	第 23 条	ける利用目的等の届出	
国土利用計画法	# 0	法視区域における土地に関する権利の移	土木部土木管理課
四上四历时 凹位	第 27 条の 4	転等の届出	上小叶上小片在床
	第 27 条の 7	監視区域における土地に関する権利の移	
		転等の届出	
	第 29 条	遊休土地に係る計画の届出	
福井県土地利用指導要	第4条	土地取得の事前協議	土木部土木管理課
綱 			
環境影響評価法	第2条	事業に関する環境影響を総合的に評価	エネルギー環境部 環境政策
			課
福井県境影響評価条例	第2条	対象事業に関する環境影響を総合的に評 価	<u>エイルキー環境部</u> 環境政策 課
		 知事が指定した県指定鳥獣保護区特別保	
	第 29 条第 7 項	和事が指定した原指定局駅保護区科別保 護地区内での水面の埋立または干拓、木	
		でではいての水面の壁立または「拓、木 竹の伐採、工作物の設置、その他法令で	
鳥獣の保護及び猟銃の		定めた行為の許可	
適正化に関する法律		環境大臣が指定した国指定鳥獣保護区特	
過止しに対力の以下		別保護地区内での水面の埋立または干	環境省
		拓、木竹の伐採、工作物の設置、その他	
		法令で定めた行為の許可	
	第 13 条第 3 項	国立(国定)公園特別保護地区内におけ	エネルギー環境部 課
		る工作物の新改増築、木竹の伐採、土石	
		の採取、土石等の集積、土地の形状変更	
		の許可	
		国立(国定)公園特別保護地区内におけ	
自然公園法		る工作物の新改増築、木竹の伐採、土石	
	第 14 条第 3 項	の採取、土石等の集積、土地の形状変更、	
		木竹の植栽、植物等の伐採等の許可	
		国立(国定)公園普通地域内における一	
	第 26 条第 1 項	定規模以上の工作物の新改増築、水面の	
		埋立等の届出の受理	
		県立自然公園特別保護地区内における工	
	第 21 条第 3 項	作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採	<u>エネルギー環境部</u> 自然環境 課
		取、土石等の集積、土地の形状変更の許	
福井県立自然公園条例		可	
	第 32 条第 1 項	県立自然公園普通地域内における一定規	
		模以上の工作物の新改増築、水面の埋立	
		等の届出の受理	

	第 15 条	福井県自然環境保全地域特別地区内での 建築物その他の工作物の新改増築、宅地 造成、鉱物の掘採、水面の埋立、木竹の 伐採等の許可	
福井県自然環境保全条	第 18 条	福井県自然環境保全地域緑地環境保全地 区内での建築物その他の工作物の新改増 築、宅地造成、鉱物の掘採、水面の埋立、 木竹の伐採等の届出の受理	<u>エネルギー環境部</u> 自然環境
例	第 19 条	福井県自然環境保全地域普通地区内での 建築物その他の工作物の新改増築、宅地 造成、鉱物の掘採、水面の埋立、木竹の 伐採等の届出の受理	
	第 25 条	その他の地域において宅地の造成、ゴルフ場の建設その他の規則で定める行為で その規模が規則で定める規模以上の行為 の届出	
廃棄物の処理及び清掃	第8条	一般廃棄物処理施設(最終処分場その他の一般廃棄物の処理施設)の設置の許可 産業廃棄物処理施設(最終処分場その他	
に関する法律	第 15 条 第 15 条の 19	の産業廃棄物の処理施設)の設置の許可 指定区域内で土地の形質の変更をする場 合の届出	
森林法	第 10 条の 2	ロの油山 地域森林計画の対象の民有林内における 開発行為の許可(1 ha をこえるもの)	農林水産部森づくり課
	第 25 条	保安林	
工場立地法	第6条	特定工場(敷地面積又は建築面積が一定 規模以上の工場又は事業場)の新設の届 出	·
大規模小売店舗立地法	第 5 条	大規模小売店舗の新設の届出	産業労働部 <mark>商業・市場開拓課</mark>
	第4条第1項	自己所有農地の転用(権利の設定・転移 を伴わない)の許可	
農地法			各市町農業委員会 (農林水産部中山間農業・
辰地仏	第 36 条	国有農地の売渡	畜産課)
	第 61 条第 80 条	開拓財産の売渡 国有農地・開拓財産の売払、所管換及び 所属替	
	第 13 条	農業進行地域整備計画の変更	
農業振興地域の整備に		農用地区域内における開発行為の許可	各市町農振法担当課 (農林水産部中山間農業・
関する法律	第 15 条の 4	 農用地区域以外の区域内における開発行 為の勧告	畜産課)
国有財産法	第8条第1項	国土交通省所管法定外公共用財産の用途 廃止及び財務大臣への引継	土木部土木管理課

	弗 24 未 	道路の占用の許可	各道路管理者 (1) 国土交通省 福井河川国道事務所 [国道 8 号·27 号·161号]、(2)福井県内土木事務 所(土木部道路保全課) [上記以外の 一般国道·県道]、(3) 各市町道路担 当課 [市町道], 所轄警察署 (県 警察本部)
]	第 91 条	道路予定区域内の工事の許可	所轄警察署
]	第 95 条の 2	県公安委員会との調整	(県警察本部)
道路交通法	第 4 条	県公安委員会の交通規制	所轄警察署 (県警察本部)
砂防指定地管理条例(砂	第3条	砂防指定地内の制限行為許可	
防法)	第 4 条	砂防設備の使用許可	土木部砂防防災課
急傾斜地の崩壊による 災害防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の 許可	土木部砂防防災課
地すべり等防止法	第 18 条	地すべり防止区域内における行為許可	土木部砂防防災課
土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対 策の推進に関する法律	第9条	土砂災害特別警戒区域における特定開発 行為の許可	土木部砂防防災課
福井県土採取規制条例	第4条	土採取計画の認可	土木部砂防防災課
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第 20 条	河川管理者以外の工事承認	
	第 23 条	流水の占用の許可	河川管理者
	第 24 条	土地の占用の許可	
Ž-	第 25 条	土石等の採取の許可	
Ž-	第 26 条第 1 項	工作物の新築、改築、除去等の許可	
,	第 27 条第 1 項	土地の掘削等の許可	
	第 28 条	竹木の流送、船いかだの通航の禁止、制 限又は許可	
河川法		河川の流水等について河川管理上支障を 及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又 は許可	
	第 55 条第 1 項	河川保全区域内における行為の許可	
1	第 57 条第 1 項	河川予定地内における行為の許可	
	第 58 条の 4 第 1 項	河川保全立体区域内における行為の許可	
	第 58 条の 6 第 1 項	河川予定立体区域内における行為の許可	
砂利採取法	第 16 条	砂利採取計画の認可	各土木事務所 (土木部河川課)
採石法	第 33 条	岩石採取計画の認可	産業労働部産業技術課

	第7条第1項	海岸保全施設以外の施設又は工作物設置 による海岸保全区域の占用許可	
Mer that Nation	第8条第1項	海岸保全区域内における土地の掘削、盛 土、切土等の行為の許可	海岸管理者 土木部砂防防災課
海岸法	第 37 条の 4	一般公共海岸区域内に設ける施設又は工 作物占用許可	港湾空港課 農林水産部 水産課 農村振興課
	第 37 条の 5	一般公共海岸区域内における土地の掘 削、盛土、切土等の行為の許可	八座
	第2条	公有水面における埋立の免許	土木部砂防防災課 農林水産部 水産課 農村振興課 港湾管理者 土木部港湾空港課
公有水面埋立法	第 29 条	竣功認可の告示後 10 年内での埋立地の 用途変更の許可	
港湾法	第 37 条	港湾区域又は港湾隣接地域内の工事等の 許可	港湾管理者
rei 4 i A	第 38 条の 2	臨港地区内における行為の届出	土木部港湾空港課
	第 10 条	排水設備の設置義務	
	第 12 条の 3	特定施設の設置の届出	
下水道法	第 16 条	公共下水道管理者以外の者の行う工事承 認	公共下水道管理者
	第 24 条	区域外流入の場合の許可	
	第 29 条第 1 項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開 発行為の許可	土木部都市計画課
	第 29 条第 2 項	都市計画区域外の開発行為の許可	
都市計画法	第 40 条	公共施設の用を供する土地の帰属(相互 帰属)	公共施設管理者
	第 53 条	都市計画施設等の区域内における建築許 可	各市町都市計画担当課 (土木部都市計画課)
	第 65 条	都市計画事業地内の建築等の許可	各市町都市計画担当課 (土木部都市計画課)
宅地造成及び特定盛土	第 12 条第 1 項	宅地造成等に関する工事の許可	
等規制法	第 30 条第 1 項	特定盛土等に関する工事の許可	<u>土木部都市計画課</u>
福井県福祉のまちづく り条例	第 18 条	特定施設(公共的施設のうち特に障害者、 高齢者等が日常生活又は社会生活を営む 上で整備が必要な施設)の新築等の届出	健康福祉部 <mark>障がい福祉課</mark>
福井県安全で安心なま ちづくりの推進に関す る条例		住宅団地を造成するものは、その所在地 を管轄する警察署長に防犯上の意見を求 めるよう努める	所轄警察署 (県警察本部)

	第 21 条	物販販売業を営む店舗、遊技場その他の 規則で定める施設に駐車場を設置する場 合は、その所在地を管轄する警察署長に 防犯上の意見を求めるよう努める	
墓地・埋葬等に関する法 律	第 10 条	基地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	健康福祉部医薬食品•衛生課
	第 43 条	重要文化財の現状変更等の制限	
	第 93 条	土木工事等のための発掘に関する届出及 び指示	各市町教育委員会 (教育庁生涯学習・文化財
文化財保護法	第 125 条	史跡名勝天然記念物の現状変更の制限	
	第 139 条	重要文化的景観の現状変更等の届出等	課)
	第 143 条	伝統的建造物群保存地区の決定及びその 保護	
福井県文化財保護条例	第 50 条 1 項	県指定県指定史跡名勝天然記念物の現状 変更等の行為についての許可	各市町教育委員会 (教育庁生涯学習・文化財
	第 50 条 5 項	原状回復命令	課)

その他 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、悪臭防止法、土地改良法、 漁港法、温泉法等